

令和5年7月3日

全日本私立幼稚園連合会 令和5年度政策担当者会議

こども家庭庁と こども・子育て政策の推進について

こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課長
高木 秀人

こどもまんなか
こども家庭庁

1. こども家庭庁について
2. こども基本法、こども大綱、指針について
3. 処遇改善・配置改善等について
4. 安全対策について
5. 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について
6. こども・子育て政策の強化について

こども家庭庁の設置経緯

令和3年

○6月18日 「経済財政運営と改革の基本方針2021」閣議決定

○7月7日 子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織の創設を検討するため、「こども政策の推進に係る作業部会」を開催

○9月16日 子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催

○11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書（第1次報告書）」とりまとめ

○12月2日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ

○12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和4年

○2月25日 「こども家庭庁設置法案」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」閣議決定・国会提出

○4月4日 「こども基本法案」国会提出

○6月15日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、
「こども基本法」成立

令和5年

○4月1日 こども家庭庁設置

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども家庭庁組織体制の概要

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局				施設等機関（国立児童自立支援施設）			合計
	長官官房	成育局	支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名	430名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名	+43名

（※）内部部局の定員数（350名）の内訳は、既存定員（事務移管分）208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、成育局長、支援局長、審議官（成育局担当）、審議官（支援局担当）※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】
- ※この外、審議官（総合政策等担当）《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

- 長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（就学前指針（仮称）の策定）、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長

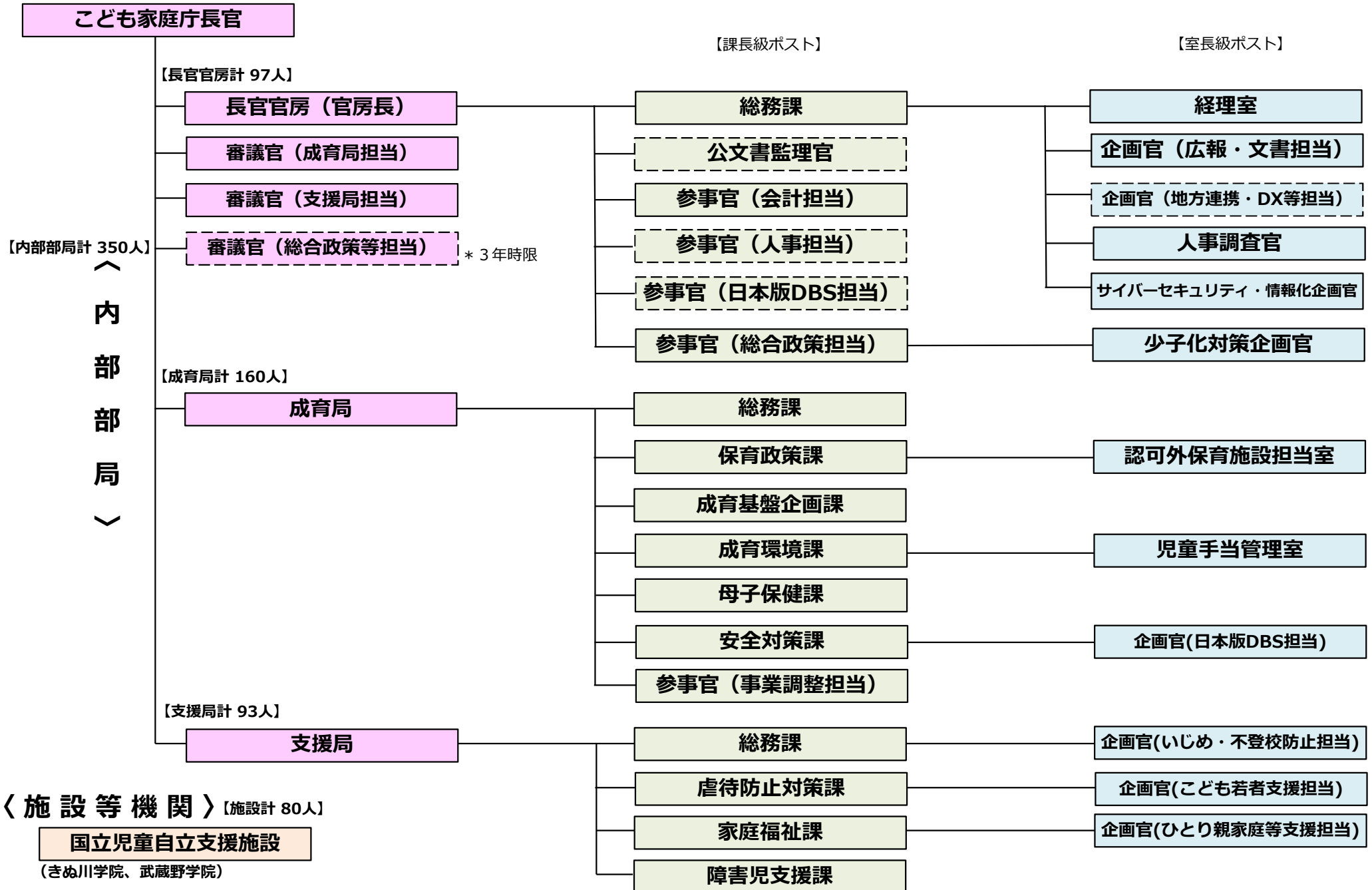
- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

こども家庭庁組織図概要

【別紙】

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で**430人**(内部部局350人、施設等機関80人)。

※ [] は併任ポスト



成育局の主な所掌事務

総務課

○成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定、支援局との調整

保育政策課

○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括（待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に関する事等）、教育・保育給付に関する企画立案等

認可外保育施設担当室

○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画立案等、指導監督

成育基盤企画課

○幼児期までのこどもの育ち指針の策定、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園の教育内容の基準に係る文科省との調整、保育士の資格・養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案

成育環境課

○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機的連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員

児童手当管理室

○児童手当制度の総括、企画立案

母子保健課

○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療、生殖補助医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給

安全対策課

○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止

企画官(日本版DBS担当)

○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用

参事官（事業調整担当）

○年金特別会計子ども・子育て支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との連絡調整、地域子ども・子育て支援事業に係る交付金、児童福祉施設等の施設整備、施設等の災害時の状況把握・復旧事業

令和5年度 こども家庭庁関連予算の全体像

○令和5年度のこども家庭庁当初予算(一般会計・特別会計)は、4.8兆円。令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、5.2兆円規模。

(単位：億円)

区 分	令和5年度 当初予算案	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合 計	48,104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

(参考1) 対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

(参考2) 上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日)抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談

(*1)

妊娠期

(妊娠32~34週前後)

面談

(*2)

出産・産後

面談

(*3)

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

(*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

・妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援
・ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

令和5年度当初予算 ○伴走型相談支援: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算 457億円の内数 (453億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついては、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

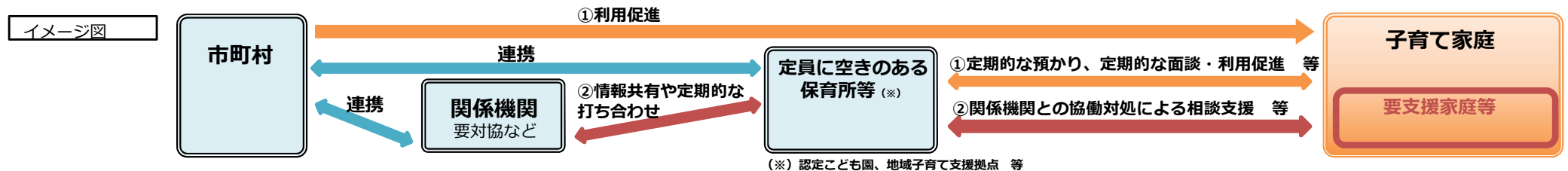
①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

- 【補助単価】
- ① 年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 - 年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 - 年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/1

令和5年度当初予算（案） 295億円 + 令和4年度第2次補正予算 444億円
 （うち保育の受け皿整備 267億円 + 357億円）

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
 （保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等
 （保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
 （新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

認定こども園向け施設整備費の一元化のイメージ

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立幼稚園機能部分	○私立学校施設整備費補助金 【補助率】(原則)国1/3 事業者2/3				
	○認定こども園施設整備交付金 【補助率】(原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4				
私立保育所機能部分		○保育所等整備交付金 【補助率】(原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4			
公立幼稚園機能部分	○学校施設環境改善交付金 【補助率】原則国1/3 市町村2/3			地域活性化事業債	
	○沖縄振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業) 【補助率】原則 国1/3 市町村2/3				
公立保育所機能部分		地域活性化事業債	施設整備事業債 (一般財源化分)		
			社会福祉施設整備事業債		



	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立幼稚園機能部分	○私立学校施設整備費補助金	統合※ ○就学前教育・保育施設整備交付金 【補助率】(原則) 私立：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 公立：国1/3 市町村2/3			
私立保育所機能部分					
公立幼稚園機能部分	○学校施設環境改善交付金			地域活性化事業債	
	○沖縄振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業) 【補助率】原則 国1/3 市町村2/3		○沖縄振興公共投資交付金 (認定こども園部分) 【補助率】原則国1/3、市町村2/3		
公立保育所機能部分		地域活性化事業債	施設整備事業債 (一般財源化分)		
			社会福祉施設整備事業債		

※この部分は基本的には下に統合するが、令和6年度末まで、経過措置として、従来同様のメニューを置く。

※公立幼稚園機能部分の幼保連携型認定こども園の整備のうち、カバーされていなかった部分にも拡充する。

認定こども園関係の施設整備費以外の予算事業の一本化について

事業名	事業概要	対 応
保育対策総合支援事業費補助金 保育体制強化事業		
うち児童の園外活動時の見守り等 うちスポット支援員	児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的とし、キッズ・ガードが散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。	補助対象施設に幼稚園型認定こども園を追加
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。	卒業予定者の卒業先の対象施設に幼稚園型認定こども園を追加
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育所等に再就職して間もない保育士、保育事業者等を対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行う	巡回対象施設に幼稚園型認定こども園を追加
保育人材等就職・交流支援事業		
うち保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。	実地派遣研修等の対象施設に幼稚園型認定こども園を追加
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
うち保育士が相談しやすい体制整備	保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。	相談支援の対象施設に幼稚園型認定こども園を追加
保育環境改善等事業		
うち感染症対策のための改修整備等事業	新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う。	補助対象施設に幼稚園型認定こども園を追加
医療的ケア児保育支援事業	保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	対象児童に1号認定の子どもを追加 ※1号認定の子どものみの場合も補助対象とする。

1. こども家庭庁について
2. こども基本法、こども大綱、指針について
3. 処遇改善・配置改善等について
4. 安全対策について
5. 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について
6. こども・子育て政策の強化について

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども家庭審議会に対する諮問について（依頼）（令和5年4月21日内閣総理大臣）1/2

【諮問第1号】

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について

【諮問理由】

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、以下のとおり、規定されています。

- ・ 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。（第9条第1項）
- ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
- ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
- ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）
- ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（第16条）
- ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（第17条第2項第1号及び第3項）

これらを踏まえ、**令和5年4月18日に開催されたこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成の進め方について、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、こどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要があることから、こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会において、こどもや若者、子育て当事者の視点に立つて、具体的な議論を進めることが決定されました。**

ついては、こども大綱の検討に向けた論点整理等がまとめられた「こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書」（令和5年3月28日）を踏まえつつ、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について検討をお願いします。

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」（注1）及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」（注2）の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

（注1）

こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であり、社会全体にとっても極めて重要な時期です。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」そのものの質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、社会の認識を転換させていく必要があります。

こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）において、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされています。

（注2）

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要です。

こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定し、これに基づき取組を強力に推進することとされています。

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取



関係団体・有識者
との対話



大臣による児童館・
児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること

- ▶こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- ▶声をあげにくいこども・若者への十分な配慮
- ▶こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ▶ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- ▶乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること

- ▶全てのこども・若者の幸福（Well-being）向上（居場所・学び・外遊び等）
- ▶全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- ▶こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること

- ▶子育てに夢と喜びを感じることのできる社会づくり
- ▶結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える（価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない）

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること

- ▶国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- ▶地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- ▶こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

こども施策を進めるに当たっての基本姿勢

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- ▶人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- ▶属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を拡げる
- ▶こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- ▶成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- ▶学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- ▶結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ▶地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な支援の確保

- ▶保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き合える環境を整える
- ▶支援者が喜び・幸せ・充実を感じ、安心したキャリアパスを描ける環境を整える、多様な人材確保・育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

- ▶制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、プッシュ型・アウトリーチ型支援
- ▶個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルージョン推進の観点から施策を講じることが重要

6 EBPMの推進

- ▶中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- ▶大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究



①こども・若者の意見表明や参画に関連する事項

- ◆ こども・若者自ら意見表明と自己決定の主体と認識でき、それについて学ぶ機会や権利を行使できる機会が必要（小学生～20代、若者団体、健やかな成長に向け取り組む団体）
- ◆ こども・若者が自己決定権を持ち自立することが重要（経済界・労働界）
- ◆ 脆弱な立場のこども・若者の意見を聴くことを保障し、周りの大人が表情・態度等から丁寧に聴き取る（健やかな成長に向け取り組む団体） 等

②こども・若者の健やかな成長に関連する事項

- ◆ 学校教育において、得意なことを活かす学習や多様な学習の機会を充実してほしい（小学生～20代）
- ◆ 人間関係が希薄化し、同調圧力等への不安感がある。学校や家庭以外の居場所が欲しい（小学生～20代）
- ◆ 公園の遊具が減少し、天候に関わらず遊べる場を増やしてほしい（小・中学生）／主体的に遊び自分で自分を育てられる環境作りが必要（健やかな成長に向け取り組む団体）
- ◆ 中高生から企業・社会を知りたい（小学生～高校生） 等

③困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項

- ◆ 生まれ育った環境で将来が左右されない社会にしてほしい（小学生～20代）／奨学金の返済等への不安、若者の貧困に目を向けて欲しい（高校生・20代）
- ◆ 様々な状況に置かれたこども・若者や家庭に対する理解を深めてほしい（小学生～20代、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- ◆ 行政窓口の周知改善（小学生～20代） 等

④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項

- ◆ 妊娠・出産に対する孤独感、子育てとキャリアの両立の困難さ、雇用環境や就労環境の不安定さ、経済的不安等による将来への不安（小学生～20代）
- ◆ 子育て孤立を防ぐため社会と繋がりを得られるようにする（若者団体、子育て支援団体）／仕事・子育て両立の職場づくり等が必要（労働界）
- ◆ 父親の相談場所が少ない（子育て支援団体）／家事・子育て重視の男性が当前に活躍する就業環境・企業風土の醸成が必要（人口減少・持続可能な経済社会に係る有識者）等

⑤こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項

- ◆ 家族、学校、地域においてこども・若者と関わる大人がこども・若者の権利を認識・理解してほしい（小学生～20代、若者団体）／大人がこども・若者の権利を理解することが大切（子育て支援団体、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- ◆ 教職員や保育士、児童相談所職員等の待遇改善や負担軽減、心身のケアが必要（小学生～大学生） 等

⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

- ◆ こども家庭庁がこども施策の企画立案・総合調整に係る意思決定へのリーダーシップの発揮を期待（若者団体）／行政機関間の壁の打破、複数省庁の取組の横串の視点等の期待（経済界）
- ◆ 若者の声を行政に届ける手法を増やしてほしい（20代）／地方自治体の子育て当事者の声を聴き取り計画に反映してほしい（子育て支援団体）
- ◆ こども施策のデジタル化推進希望（若者団体、経済界）等

【1】経緯

- **こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期**であり、**社会全体にとっても極めて重要な時期**。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「**こどもの育ち**」**そのものの質**にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む**こどもの置かれた環境等**にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、**社会の認識を転換させていくことが必要**。
- こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）において、**幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称※当時）」**を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされている。

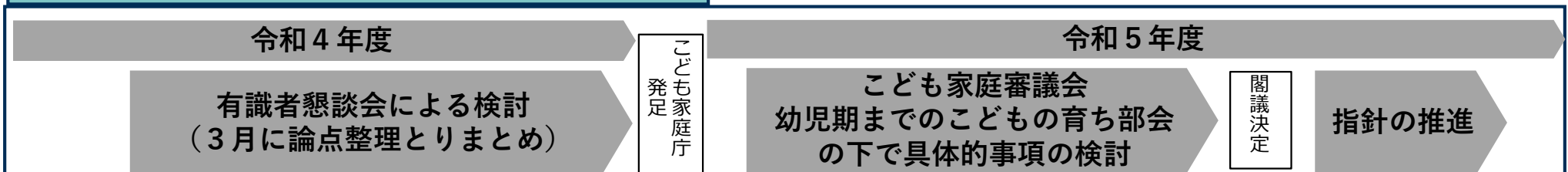
【2】検討状況（論点整理は別紙参照）

- こども家庭庁準備室の下に設置した「「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会」の報告（令和5年3月30日）において、**基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理がなされた。**（概要は**別紙のとおり**）
- 令和5年4月21日に内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してなされた諮問「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」を受け、**今後、幼児期までのこどもの育ち部会を中心に、こども大綱の検討と十分連携を図りながら基本的な指針（仮称）の策定に向け、具体的な事項の検討**をしていく予定。

小倉大臣による解説動画
(4分弱)はこちら↓



【3】検討スケジュール

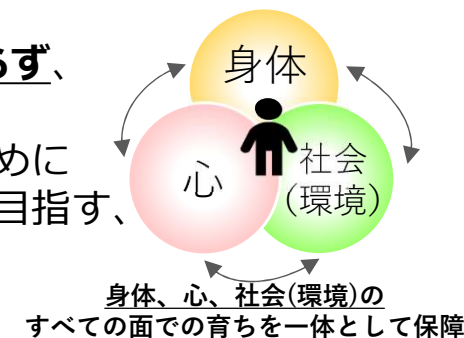


こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、**人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。**

だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人**と共有し、こども本人と社会全体の双方にとって重要なこどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築する**ためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、**次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現**を目的とする。



すべての人で共有したい理念

すべてのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。

すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。

こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

乳幼児期のこどもは

安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。

満たされたい

「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。



関わってみたい

こども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。

多様な人や社会(環境)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。



遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

認められたい

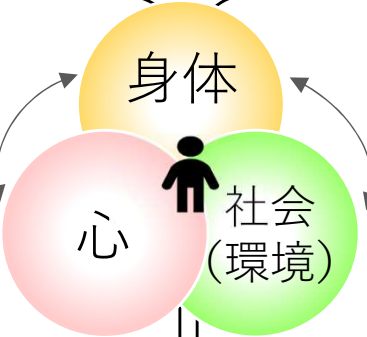
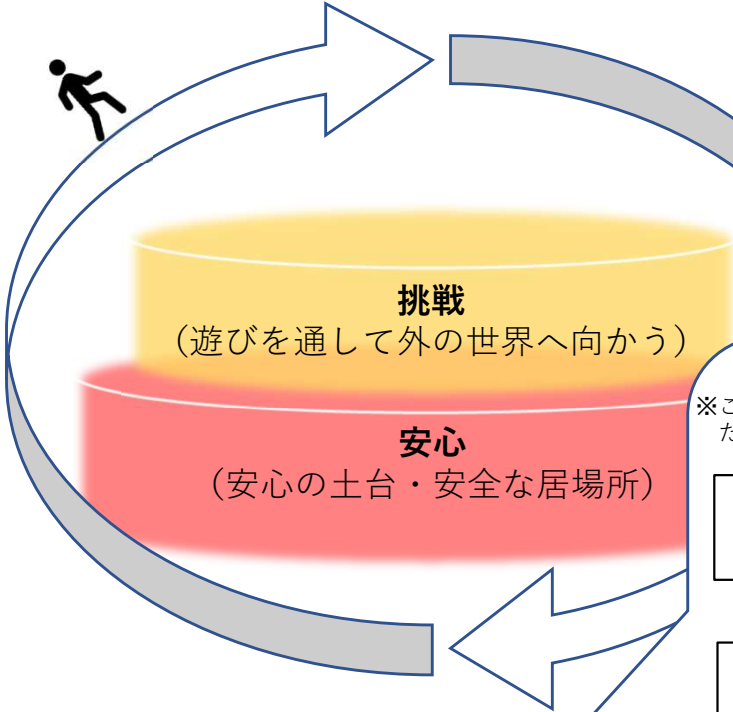
周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

乳幼児期のこどもの育ちは、心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎である。

こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

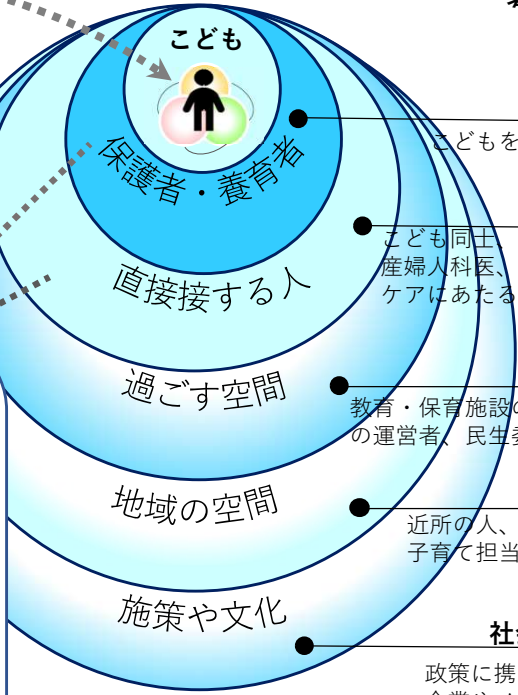
こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

発達の鍵となる 安心と挑戦の循環



それぞれのこどもから見た 「こどもまんなかチャート」の視点

こどもの育ちを支えるために
考え方を共有したい人



保護者・養育者

こどもを養育している人

直接接する人

こども同士、親族、保育者、小児科医、産婦人科医、助産師、看護師等こどものケアにあたる専門職など

こどもを見守る人

教育・保育施設の運営者、地域子育て支援の運営者、民生委員・児童委員など

地域社会を構成する人

近所の人、商店の人、子育て担当課の人など

社会全体の環境をつくる人

政策に携わる人、企業やメディアの人など

※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

こどもの育ちに必要な愛着

※こどもとの愛着関係の対象として、保護者・養育者も重要だが、こどもと直接接する人も築くことができる。

こどもが怖くて不安なときに身近な大人がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、**安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台**のこと。

これがもたらす自分や社会への基本的信頼感が、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

- これまで、乳幼児期の愛着（アタッチメント）の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、すべての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に**安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有**することで、すべての人の関わりが、より良いこどもの育ちへつながり、こどもの発達を保障していく。

- これまで、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、**すべての人が当事者**となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下でこどもの育ちを保障していく。

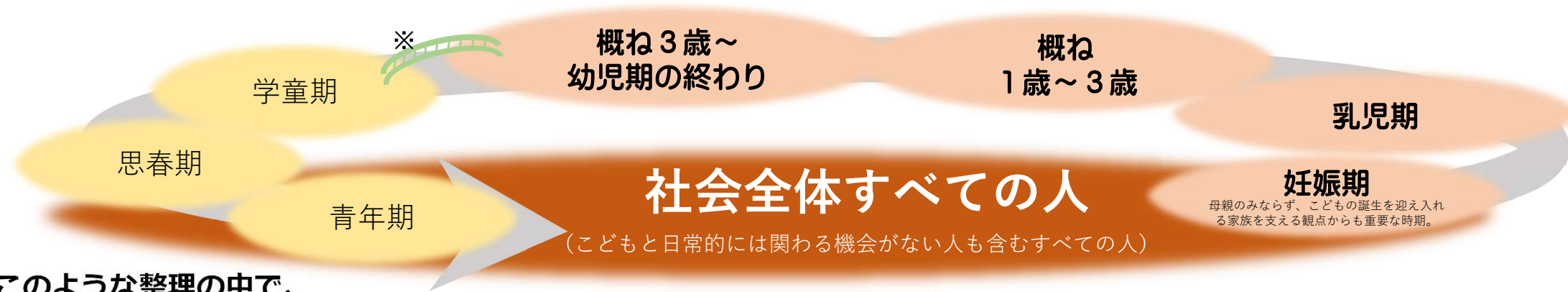
「誰に何を共有したいか」の整理の方向性について

【指針の具体的事項の整理方針】

こどもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、

- ① 妊娠期
- ② 乳児期
- ③ 概ね1歳～3歳
- ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、こどもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。



このような整理の中で、

- 身体・心・社会（環境）の視点を共有
- 安心と挑戦の循環（愛着）による育ちのプロセスを共有
- 「こどもまんなかチャート」を参考に（保護者・養育者／直接接する人／こどもを見守る人／地域社会を構成する人／社会全体の環境をつくる人など）誰に何を共有したいかを整理した、具体的事項を示す。

※5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と位置づけ、幼保小の協働による接続の改善を推進中

指針の考え方の実現に向けた政策課題への対応

⇒こども大綱等と十分に連携を図りつつ、「基本的な指針の考え方の実現に向けた政策課題として懇談会の議論の中で出された主な意見」も参考に更なる検討を進める。

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理(2023.3.30)のポイント

目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福 (Well-being) な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

- ▷視点：こどもの育ちそのものへ着目、施設類型を越え、日常的にこどもと関わらない人を含め対象
- ▷考え方の柱：身体・心・社会（環境）の3つの視点を一体的に／安心と挑戦の循環（愛着が鍵）／こどもまんなかチャートの視点
- ▷具体化の方向性：育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に、誰と何を共有したいかを具体化。施策はこども大綱と連携。

こども家庭審議会諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(2023.4.21)【抄】

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

「幼児期までのこどもの育ち部会」における具体的検討事項

基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

- ▷こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。
- ▷妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。
- ▷名称も、こどもの育ちに着目したものとすることに留意。
- ▷大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指す、必要に応じて見直しも想定。
- ▷こども大綱（今後5年間をメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本的方針や重要事項等を定める）との連携に留意。

検討事項の論点案

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

- ▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。
- ▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。
- ▷こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

- ▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。
- ▷保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。17

● 背景

社会の変化を踏まえた居場所づくりの必要性

- 地域のつながりの希薄化、少子化によるこども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に地方部では過疎化が進展し、地域の居場所づくりが課題。
- 今後、地域交流の場を新たに創出する、意図的に居場所をつくりだそうとする営み（居場所づくり）が求められる。

課題の複雑化・複合化、価値観の多様化に伴う居場所づくりの必要性

- 孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめ、自殺するこども・若者の増加等、こども・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化しており、これら喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かく対応した居場所をつくり、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。
- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様な居場所づくりが求められる。

● 居場所の位置づけ

家庭、学校を含め、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが「居場所」となりえると整理

考察の対象とした居場所

- 共助又は公助により成り立っている居場所
 - 遊びや体験活動、オンライン空間なども含んだ居場所
 - 校内カフェなど、学校という「場」を活用して行われる居場所 など

考察の対象外とした居場所

- 家庭や、児童養護施設・里親など、保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する場*
- 学校が行う教育活動*
- 営利活動としての塾やゲームセンター など

* こども・若者にとって、家庭や学校は、過ごしている時間の長さからも居場所として大きな位置を占めており、今回考察の対象とした居場所との連携や協働をどう図っていくかなど、更に検討が必要。

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -

● 子ども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子ども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。

*こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

● 子ども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**子ども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうかなど等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、**子ども・若者の声（視点）**を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で

整理した。*子ども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居ただけ居られること
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

“行きたい”

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行くきっかけがあること
(必要に応じて、子ども・若者へアウトリーチで関わること)
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること
(子ども・若者自身が居場所に行く時間を選べること)

“やってみたい”

- いろんな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること
(自分の意見が反映されること)
- 一緒に学ぶ人、
学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること
(興味や希望に沿ったイベントがあること)
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所の種類（分類） -

*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、1つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。
重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てることである。

ユニバーサル/ポピュレーション

対面（リアル）

仮想（オンライン）

ユニバーサル/ポピュレーション：全てのこども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ*

放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団

公園や校庭、プレーパークなどの外遊び

ユースセンター/青少年拠点 など

オンラインでの体験活動等

混在型：両者が混在している居場所

フリースペース こども食堂

校内カフェ 学習・生活支援の場 など

オンラインの居場所

ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つこども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所

放課後等デイサービス

若者シェルター 児童育成支援拠点事業

特定のニーズを抱えたこども・若者向け施設・場

↳ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など など

オンラインの居場所
(オンライン相談支援等)

ターゲット/ハイリスク

* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

居場所の現状と課題、及び提言

-居場所に共通する課題と対応の方向性-

*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

課題
1

居場所の安心・安全の確保

大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれることなく、安心・安全な居場所を確保する必要がある。専門性や領域を横断しながらコーディネートできる人材の不足等の課題もある。

課題
2

こども・若者の声を聴き、 こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者の声を聴き、適切に反映させる仕組みの整備や、大人のこども・若者の権利に関する理解が不足している。

課題
3

多様な居場所を増やすこと

地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材、居場所の運営や経営を支援する人材等が不足している。

課題
4

居場所とこども・若者をつなぐこと

地方部での居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を、保護者やこども・若者が入手できる環境の整備が課題。居場所につながりにくい層へのアプローチや、居場所につながるきっかけづくりとしてのアウトリーチ等も検討する必要がある。

課題
5

居場所を継続すること

居場所の持続可能性を高める上で、居場所を運営する団体の経営の安定性や、人材確保・雇用の安定化、居場所を運営する人材への精神面などのケアの不足等の課題がある。

対応策
1

こども・若者の声を聴き、 こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人が、こども・若者の権利を理解し、守っていくことが必要。こども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、こども・若者とともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要。

対応策
2

居場所における支援の質向上と環境整備

安定した人材確保や支援の質向上のため、居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇改善を図るとともに、複合化する課題への対応等に向けた居場所間の連携や研修の充実、居場所を運営する人材の精神面へのケア等が求められる。

対応策
3

地域の居場所をコーディネートする 人材確保、育成への支援

地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や、地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、多様な居場所を確保する人材が必要である。

対応策
4

居場所づくりに取り組む団体を支援する 「中間支援団体」への支援

居場所づくりを担う団体等への支援と合わせ、安定的で質の高い居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成をサポートする団体の存在が必要である。

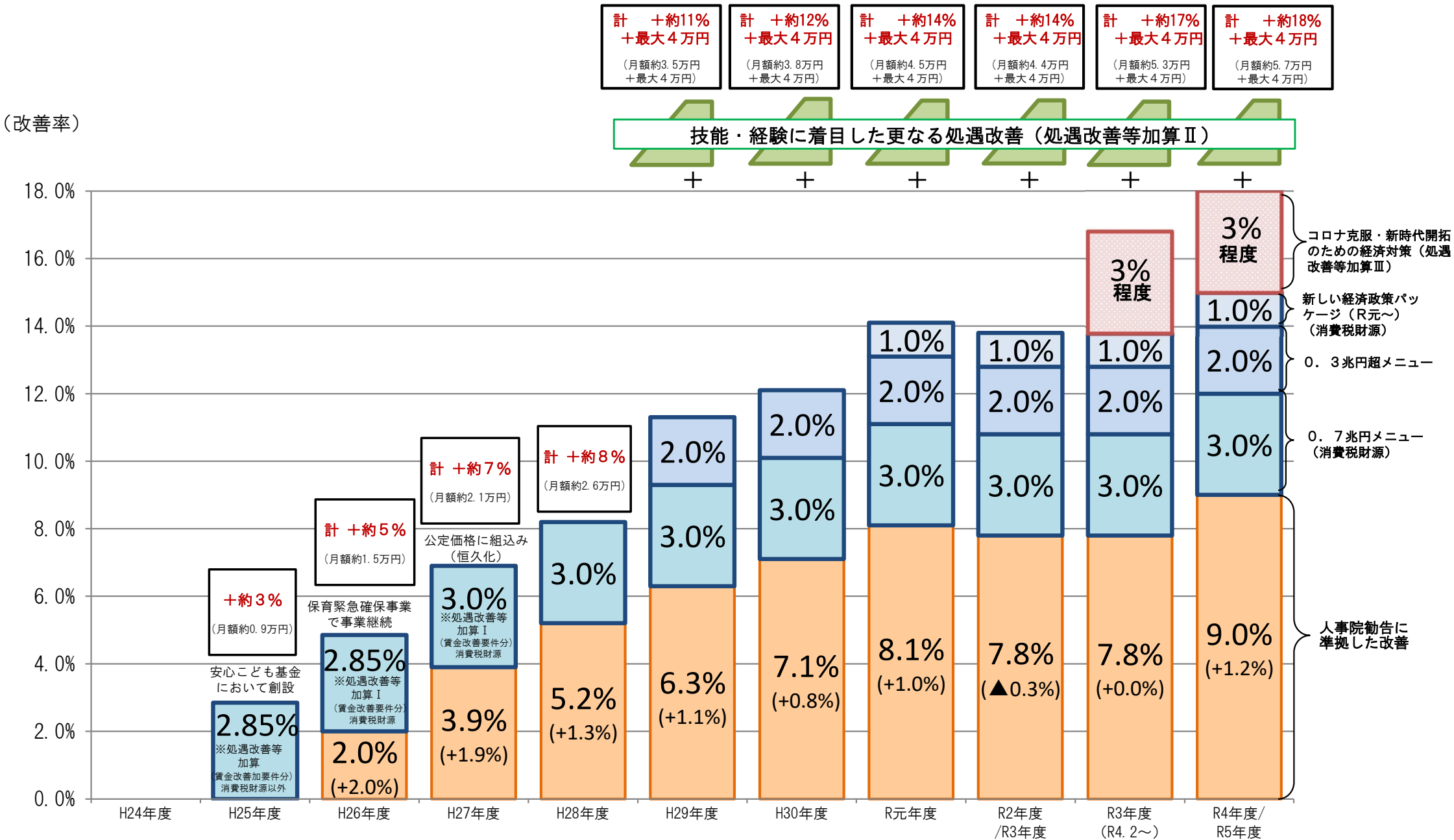
対応策
5

官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)

これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

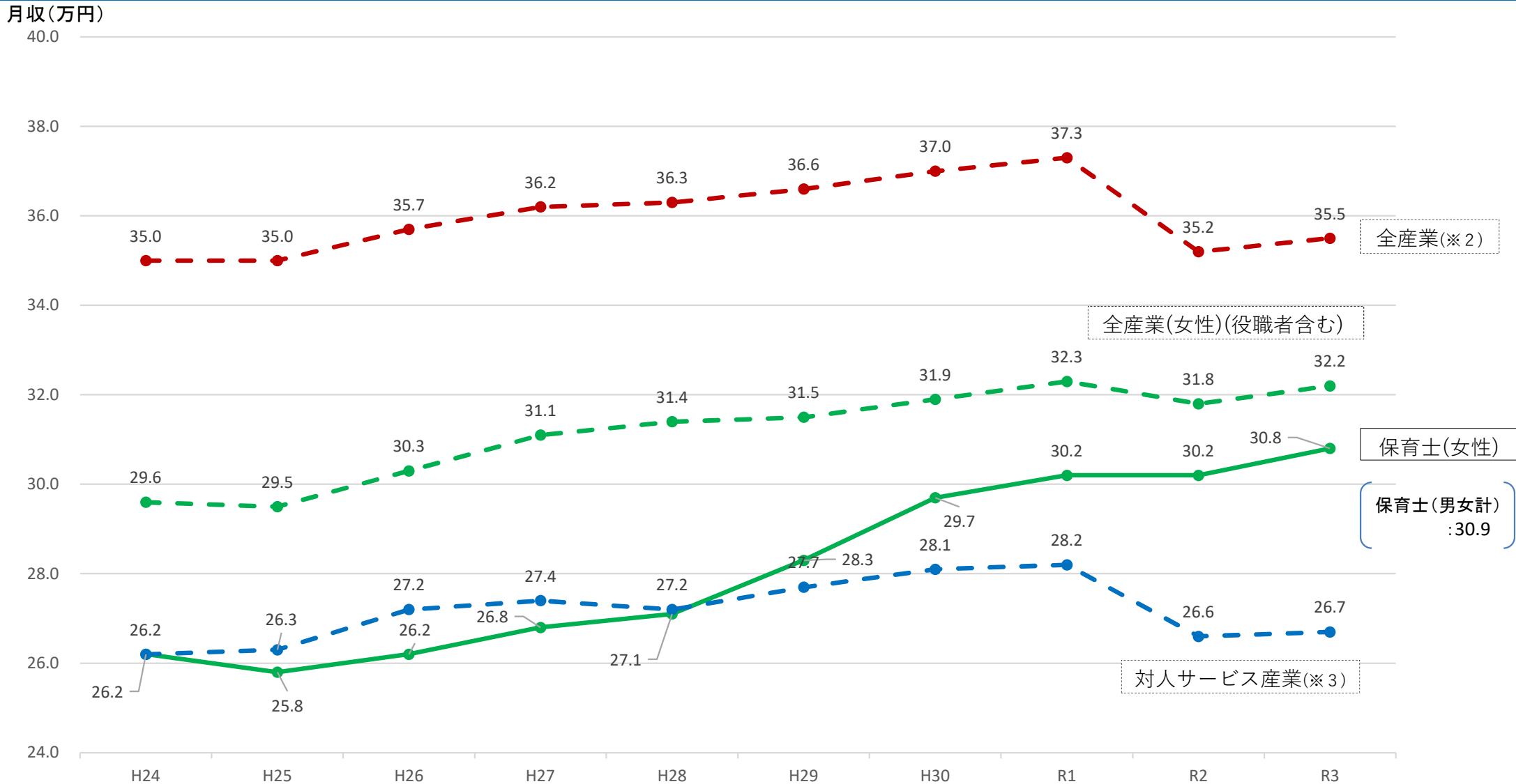
1. こども家庭庁について
2. こども基本法、こども大綱、指針について
3. 処遇改善・配置改善等について
4. 安全対策について
5. 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について
6. こども・子育て政策の強化について

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し（恒久化）

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



(※1) 令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。

(※2) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※3) 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

資料：厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和3年までの各年で公表されたもの)により政策統括官付政策立案・評価担当参事官室作成。

(注) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。「役職者含む」としたものの以外は、役職者を除いた数値。

「全産業」及び「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

今般の経済対策における措置も踏まえた上で、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方、処遇改善の方向性について、中間整理を行ったもの。

1. はじめに … 今回の検討の経緯について整理
2. 公的価格の制度について … 報酬・価格の決まり方や、既存の処遇改善の仕組み、費用負担、各職種の賃金の現状について整理
3. 経済対策における措置 … 当該措置について評価しつつ、現場に着実に行き渡るよう必要な対応を進めること等を指摘

【4（1）処遇改善の基本的考え方】

- ・新しい資本主義において、**人への分配は、「コスト」ではなく、未来への「投資」**。官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長にもつなげる。これこそが、持続可能な経済、そして、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要。
- ・新たな資本主義を実現するためには、今後も、**看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、その仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境整備が必要**。

【4（2）処遇改善の方向性】

介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

- ・**処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていること**。
- ・その際、他産業との乖離や有効求人倍率、他の職種との比較や各職種間の均衡、仕事の内容、労働時間、経験年数、勤続年数なども考慮すべき。
- ・今後、医療・福祉分野のマンパワーのニーズが大きく増加すると見込まれることも踏まえ、特に2020年代にこうした取組に注力すべき。
- ・経験年数や勤続年数に応じた処遇改善の取組は、職場への定着や経験・技能の高度化等につながる。
- ・経験・技能のある職員に重点化した処遇改善の在り方について検討し、次なる目標として、経験・技能のある職員について、仕事の内容と比して適正な水準であるかという点も考慮しつつ、他産業（適切な他産業がなければ全産業平均）と遜色ない水準とすることを目指すべき。

看護職員

- ・従前より全産業平均を上回る賃金水準である看護師については、今般の経済対策を踏まえ、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員について、収入を3%程度引き上げていくべき。
- ・管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場におけるキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき。
- ・あわせて、経験・技術に応じた処遇ルールの特明確化（賃金体系の整備）やタスクシフト・タスクシェアによる業務の高度化・効率化、各職種の養成課程のあり方等の勤務環境の改善についても検討すべき。

- ・今後の処遇改善を行うに当たっては、これまでの措置の実効性を検証するとともに、これまでの措置で明らかになった課題や対象外となった職種も含め、検証を行うべき。
- ・こうした処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべき。
- ・本委員会は、**処遇改善に向けた政策手法を実現する観点から、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、来夏までに方向性を整理する**。

1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

2. 今後の取組

(1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

(2) 個別の分野ごとの取組

①医療分野、②介護分野、③障害分野 (略)

④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

子ども・子育て支援に必要な財源の確保について

○社会保障と税の一体改革等により、子ども・子育て支援に必要な財源は**1兆円超**とされている。

(参考1)子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)(抄)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

(参考2)少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

施策の具体的内容 1. 重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。

①子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

※赤字下線部分は実施済みの項目

0.7兆円(消費税財源)

「**量的拡充**」「**質の向上**」分
(主なメニュー)

○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの量的拡充

○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)

○職員給与の改善(+3%)

○研修機会の充実

○放課後児童クラブの充実

○社会的養護の量的拡充

等

0.3兆円超(左記以外の財源)

「**質の向上**」分
(主なメニュー)

○職員給与の改善(+2%)

○1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)

○4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)

○施設長、栄養士、その他職員の配置

○延長保育、一時預かり事業の充実

等

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

(1) 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- イ 給食の配膳・あとかたづけ
- ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- オ 児童の園外活動時の見守り等
- カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

(3) スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※(1)と合わせて補助する場合は、(1)の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充】

⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格について

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（※以下「認定こども園法」）15条第1項）

特例措置（※）

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行
（平成27年4月1日）から10年間〕

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和（令和6年度末まで）

・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。（認定こども園法附則第5条）

※幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況（令和3年4月1日現在）

免許・資格の保有状況	人数	割合
両方保有	131,087人	91.4%
どちらか一方のみ保有	12,378人	8.6%
幼稚園教諭のみ	2,999人	2.1%
保育士のみ	9,379人	6.5%
総数	143,465人	100.0%

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和（令和6年度末まで）

・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位（※））を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。

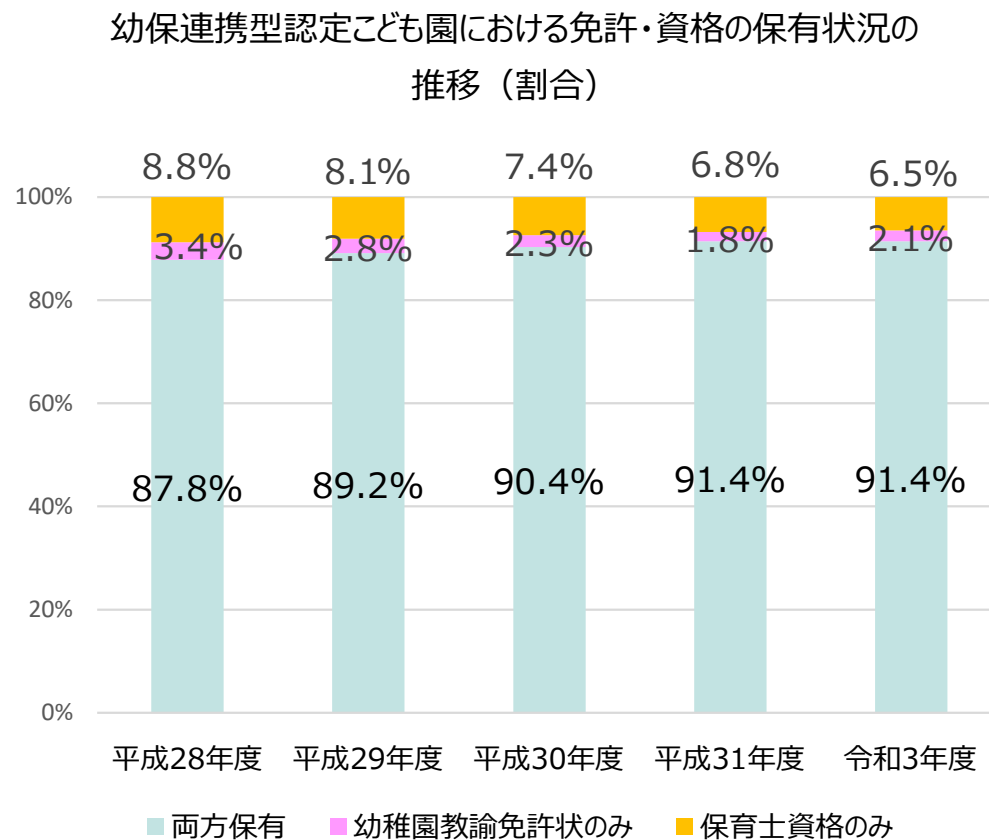
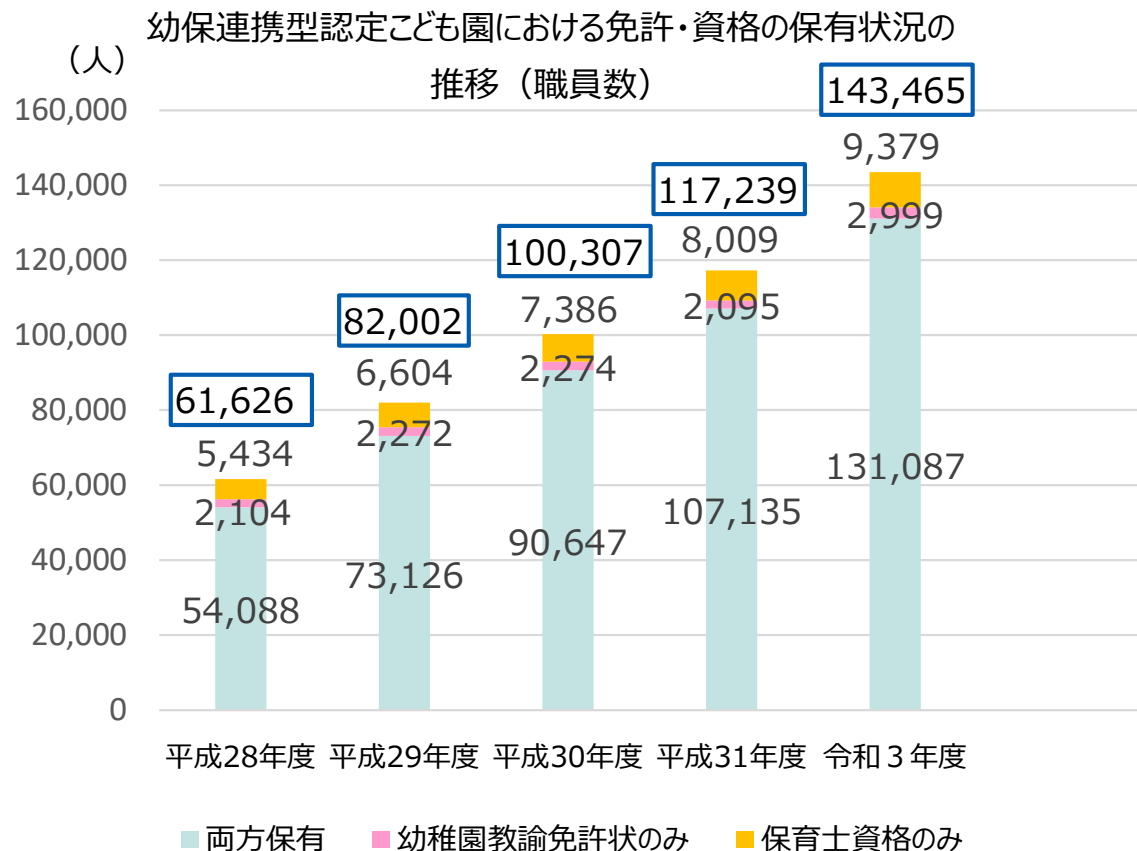
※（通常）幼稚園教諭免許状：大学等における単位の修得（39単位（二種）/ + 20単位（一種）/ + 24単位（専修））

（教育職員免許法附則第18項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）

- 本特例制度を活用し、
- ・幼稚園教諭免許状の授与がなされた件数
（平成25年～30年度）：20,013件
 - ・保育士試験に合格した者
（平成26年度から令和元年度）：33,485人

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- ▶ 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- ▶ 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2,785	3,618	4,409	5,137	5,688	6,093

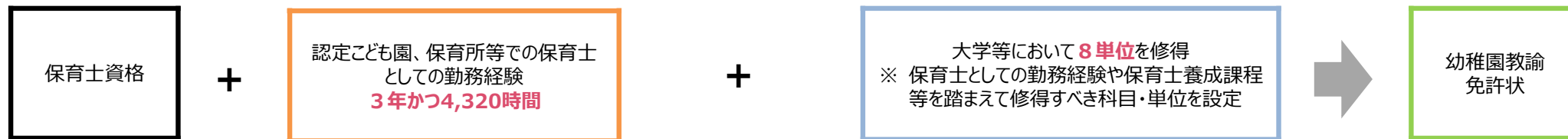
※ 各年度 4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

免許・資格の併有促進（現行）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

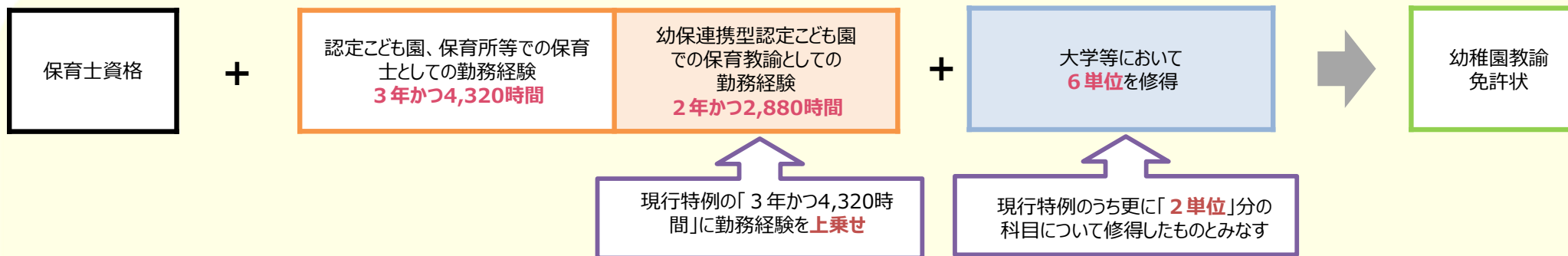


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

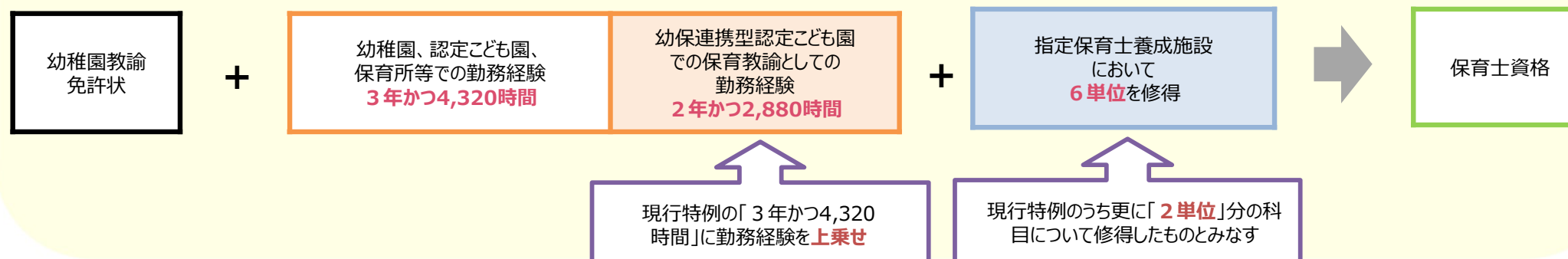


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



1. こども家庭庁について
2. こども基本法、こども大綱、指針について
3. 処遇改善・配置改善等について
4. **安全対策について**
5. 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について
6. こども・子育て政策の強化について

静岡県牧之原市の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- ・ 園児のバス降車時に、運転者、乗務員ともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- ・ 運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- ・ 降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- ・ 当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかった。
- ・ クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- ・ クラス担任は、本児がいないことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- ・ 上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- ・ 園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
 - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
 - (2) 登園管理システムの導入支援
 - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
 - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

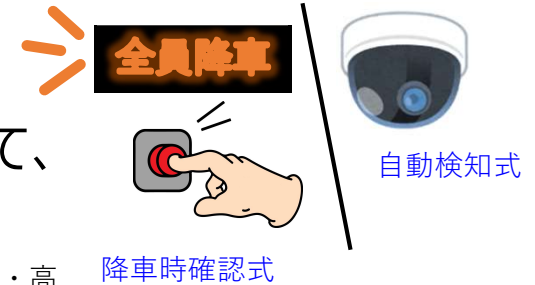
所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置^(※)の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認



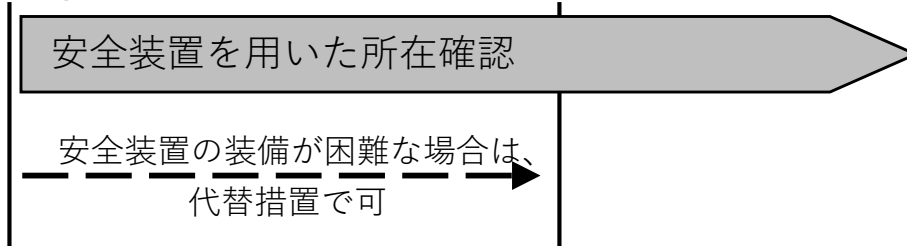
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



令和5年4月1日

令和6年4月1日

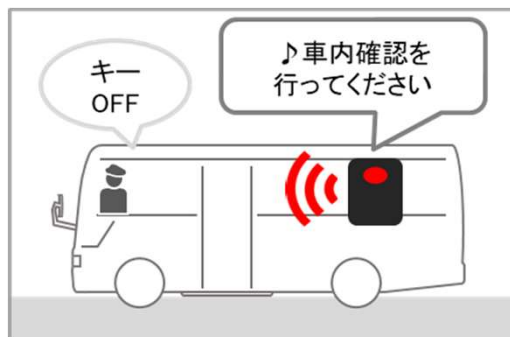
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

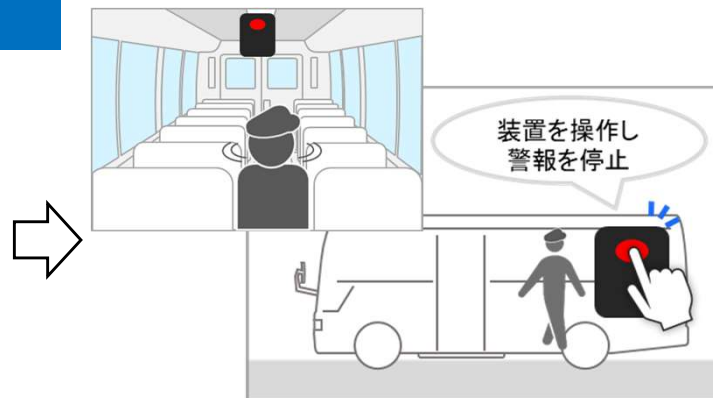
送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

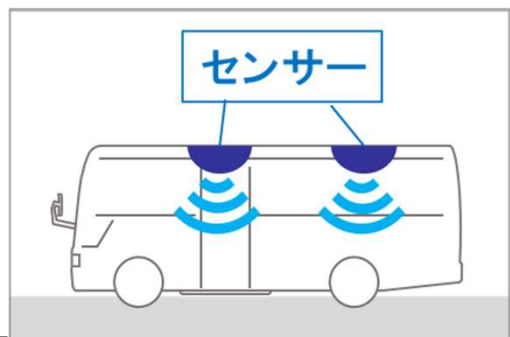


車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

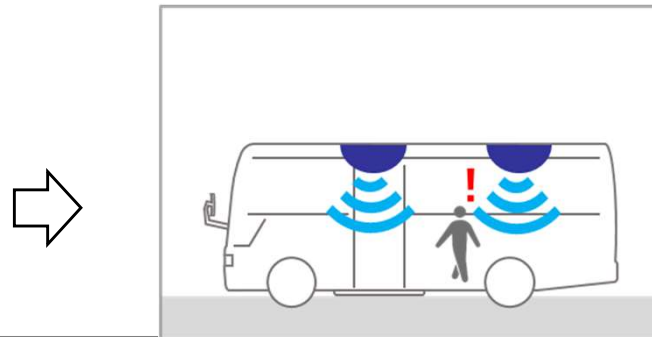


確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**



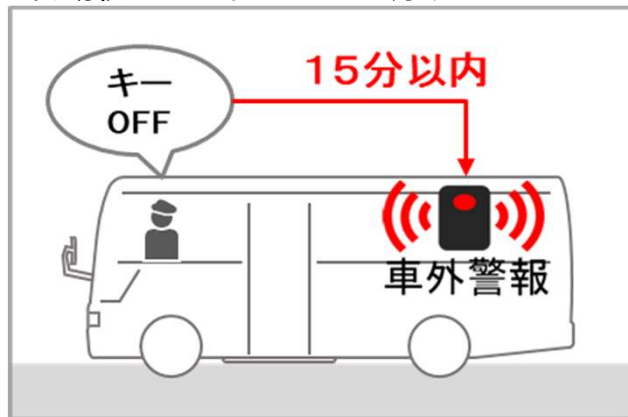
置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**



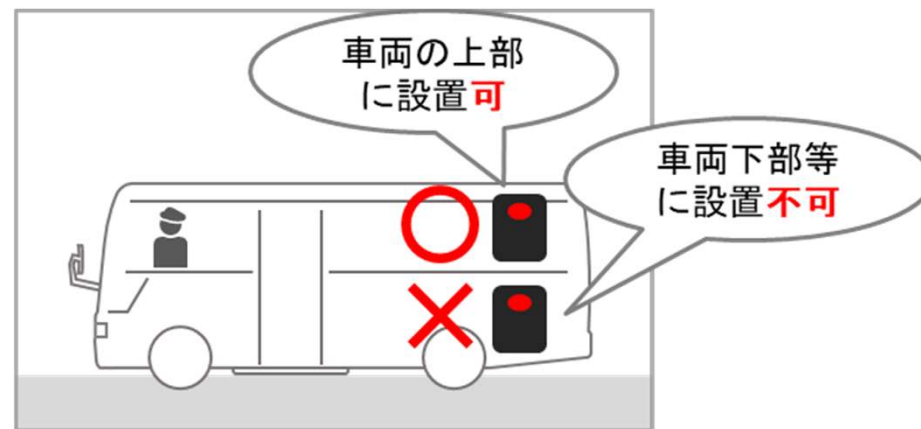
ガイドラインにおいて規定された主要要件

① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

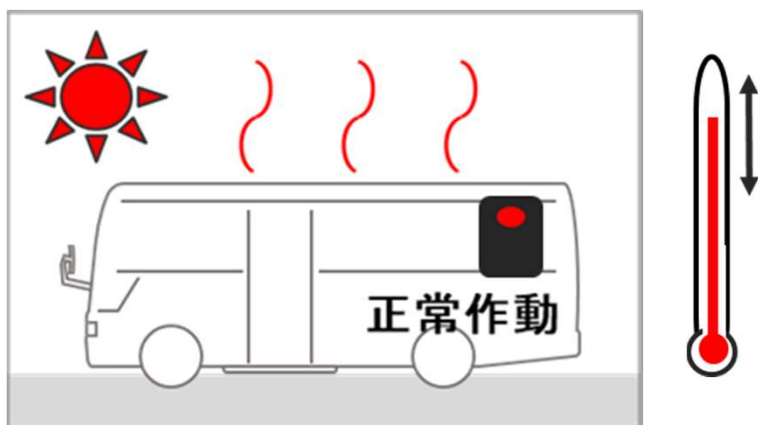


② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



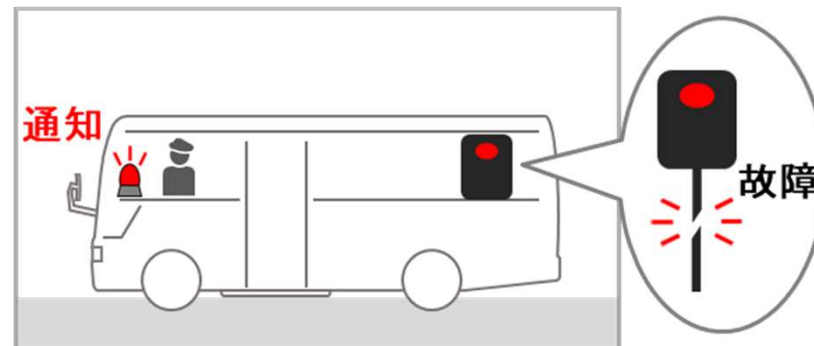
③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



(参考)安全装置のリストについて

- ・こども家庭庁において、ガイドラインに適合する装置のリストを作成し、公開。
- ・本リストでは、各メーカーからの申請に基づき、ガイドラインへの適合が確認された製品を掲載。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト

令和5年2月17日時点

【標準型】

品名	製造メーカー名	製品名	取付車種の制限	型式	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号
標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型
標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型

「製造メーカー名」「装置名」「取付車種の制限」「装置の方式」「故障検知の範囲」「保証期間」「本体価格(税込)」「ガイドラインを超える機能」「オプションで追加できる機能・価格」「取付費用の目安(税込)」「特色・アピールポイント」「製品URL」「取付可能な場所」等



【標準型】

品名	製造メーカー名	製品名	取付車種の制限	型式	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号
標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型

【標準型】

品名	製造メーカー名	製品名	取付車種の制限	型式	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号	型式記号
標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型	標準型

緊急対策③ 安全管理マニュアル

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくるのが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、被害者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

緊急対策④ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞

令和4年度第2次補正予算：234億円

1 事業の目的

- こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

2 事業の内容

【事業概要】

（1）送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援（定額補助（装備が義務付けられる施設（保育所等）：17.5万円、義務付けられない施設（小・中学校等）：8.8万円））
※令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに限る。）の装備を対象とする。

（2）登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援
（事業者負担：1/5）

（3）こどもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援
（事業者負担：1/5）

（4）安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成（自治体負担：1/2）

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

- バス送迎に関する緊急対策の進捗を確認するため、認定こども園を訪問し、安全装置の装備を含む安全管理の状況を視察するとともに、園長等との意見交換を行い、現場で着実に取組が進んでいることを実感しました。
- 政府としては、熱中症のリスクなども考えて可能な限り本年6月末までに装備するよう求めているところです。(※)
- 長崎県では、熱心に取り組んでいただいております。「幼稚園はすでに全施設が補助金の申請済みで、保育所等についても市町と連携して装備が進むよう取り組んでいく。」と聞いています。
- そこで、今般、担当部局に対して、
 - ・ 全国の自治体に、本年6月末までの装備を早急に進めるよう改めて促すこと
 - ・ 各施設の装備状況について調査するとともに、自治体に対して装備状況を積極的に公表していただくよう依頼することを指示しました。
- 今後とも、装備がさらに加速するよう努めていきます。

※ 安全装置の装備の義務付けについては、令和6年3月31日までの間、経過措置あり。

緊急点検の結果の概要(2)

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議(第5回) 資料

	保育所 (n=1,477)	認可外 保育施設 (n=832)	幼稚園 (n=4,258)	認定こども園 (n=3,776)	特別支援学校 (幼稚部) (n=16)
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.6%	94.7%	94.6%	94.4%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(28.0%)	(35.1%)	(36.2%)	(35.8%)	(37.5%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認(乗車時は記録も含む。)しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.5%	83.1%	89.4%	88.8%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(39.7%)	(40.6%)	(44.1%)	(44.9%)	(37.5%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	95.1%	93.8%	94.8%	94.6%	87.5%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(33.4%)	(36.7%)	(41.0%)	(39.6%)	(25.0%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.0%	74.6%	97.7%	97.9%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者とは別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	87.1%	87.0%	95.1%	92.6%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	49.0%	47.5%	56.1%	52.6%	56.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	1.1%	3.6%	1.7%	1.7%	0.0%

- ・報告基準日(12月7日)時点で実地調査を実施済の施設について、下表の観点で自治体として課題が見られたか、回答してもらったところ、「保護者との連絡・職員間の情報共有」、「乗降車の際の確認」に関する各観点で課題が見られたのは、おおむね3~9%程度。
- ・「園内研修」に関する観点で課題が見られたのは、5~15%程度。

課題が見られたかどうかの観点	保育所等 (n=1,255)	認可外保育施設 (n=705)	幼稚園 (n=3,161)	認定こども園 (幼保連携型) (n=1,953)	認定こども園 (幼稚園型) (n=812)	認定こども園 (保育所型) (n=210)	認定こども園 (地方裁量型) (n=21)	特別支援学校 幼稚部 (n=23)
1 車両について								
「ラッピング等で外から「車内が見えにくい」・「全く見えない」バスがある場合、なぜラッピング等をしているか、車内が見えにくくなることにどう対策を講じているのか」等の点で課題が見られる	2.4%	4.4%	1.3%	1.6%	0.5%	2.4%	4.8%	0.0%
2 こどもの出欠状況に関する保護者への確認や職員間の情報共有について								
「こどもの出欠確認にあたって、連絡が無くこどもがいない場合、保護者へ確認を取っているか、また、こどもの出欠状況について、職員間で情報共有を行っているか。」という点で課題が見られる	2.9%	3.2%	1.1%	3.9%	4.1%	4.3%	0.0%	0.0%
3 乗降車の際の確認について								
「こどもの出欠状況等について複数の職員で確認しているか。」という点で課題が見られる	2.2%	6.4%	1.0%	3.5%	3.6%	2.9%	9.5%	0.0%
「乗降時にこどもの人数や名前等の確認を行っているか。」という点で課題が見られる	3.4%	6.7%	1.0%	3.9%	4.1%	4.3%	4.8%	0.0%

実地調査で内容ごとに課題が見られた割合②

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議(第5回) 資料

課題が見られたかどうかの観点	保育所等 (n=1,255)	認可外保育施設 (n=705)	幼稚園 (n=3,161)	認定こども園 (幼保連携型) (n=1,953)	認定こども園 (幼稚園型) (n=812)	認定こども園 (保育所型) (n=210)	認定こども園 (地方裁量型) (n=21)	特別支援学校 幼稚部 (n=23)
3 乗降車の際の確認について								
「乗降時に確認された情報を施設・園の担当(担任)職員等に引き継ぎ、こどもの出欠に関わる情報と突合等を行っているか。」という点で課題が見られる	3.9%	8.2%	0.9%	4.4%	4.2%	4.8%	4.8%	0.0%
「こどもの降車後に車内の見回りを行っているか。」という点で課題が見られる	2.9%	2.6%	0.4%	2.7%	2.7%	2.4%	0.0%	4.3%
「各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成しているか。」等の点で課題が見られる	4.2%	8.8%	2.2%	4.4%	5.8%	4.8%	0.0%	0.0%
4 安全計画について								
「通園バスの乗降に係る安全確保について「学校安全計画」等に規定しているか。」という点で課題が見られる			11.6%	14.3%	17.6%			17.4%
5 園内研修について								
「バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。」という点で課題が見られる	14.9%	13.6%	6.4%	10.4%	13.4%	7.1%	4.8%	0.0%

職員間の共通認識の醸成

- ・職員間でバスマニュアルの読み合わせを各学期に実施している。
- ・月に一度、園長や添乗員等による安全協議会（職員による話し合い）を実施している。
- ・毎年度末に、新年度に回る運行コースを添乗員・運転手により試乗。試乗の中で、園児の乗降、保護者への受け渡し方法等のシミュレーションを実施している。

マニュアル・チェックリストの活用

- ・今回の事件の時系列に沿って対応策を検討し、マニュアルに盛り込んだ。
- ・確認漏れが発生しそうな部分をなくすため、複数の保育士でロールプレイを行い、議論を重ねて作成した。
- ・座席表に乗降チェックができる欄を設けている。また同じ様式をバス用と園内用と用意し、バス利用園児の園への出入りを記録、突合している。
- ・登降園時に職員がすべきことを1枚のフローにまとめ、時間ごとに何をすべきか、分かりやすくしている。
- ・確認・消毒の「時間」を記録させ、確認漏れのないよう意識を高めている。
- ・バス運行や危機管理のマニュアルのデータを全保護者に送付し情報共有する。

こどもの人数確認

- ・顔写真付きのバス名簿を作成している。
- ・バスの座席を固定することで、見落としを防ぐ。
- ・運転手、同乗者、園長のトリプルチェック体制とした。

出欠状況の職員間共有

- ・ 携帯電話や無線機を導入し、認定こども園と送迎用バスの連絡を迅速に行っている。
- ・ 職員が誰でも、どこでも出欠状況を入力でき、同一のものを確認できるシステムを導入している。
- ・ 朝礼時にバス乗降の出欠確認を職員間で行うとともに、ホワイトボードを用いて欠席者が一目でわかるようにしている。

運行時の体制等

- ・ 送迎バスに乗車する職員を専任して乗車名簿での乗車確認と利用児の異変に気づきやすくしている。
- ・ 不慣れな職員が添乗する場合（特に年度当初）は、慣れた職員が同乗し、一定期間指導等を行う。

保護者との連絡

- ・ 欠席する場合、バスの利用者は保護者に①直接バスの携帯に乗降についての連絡、②園に健康上の理由等で欠席の連絡、と2回連絡してもらうようにしている。
- ・ アプリにより、保護者がバスを利用するかをいつでも入力できるようにしている。

バス車内の見回り点検

- ・ 運転手による見回り点検後、後部窓ガラスに「点検済」の札を掛ける。
- ・ 運転手や同乗者に加え、園長や遅れて出勤する職員等が3重で見回りや点検を行う。
- ・ 降車後も監視カメラで園バスの中の様子を見ることが可能。（職員室内で確認）
- ・ 登園後及び降園後に運転手が車内の掃き掃除を行う。

ラッピング

- ・ 全面に日よけ防止フィルムを貼っていたが、子どもの背の高さ以上に変更して、見通しをよくするようにした。
- ・ 窓にかかる部分は、透過性の高い仕様とし、中が見えるようにしている。

ヒヤリ・ハット事案

- ・ ヒヤリ・ハット事例があった場合は経緯をまとめ、職員間で対応を検討した上でファイルに保管している。
- ・ 当該事案が生じた際は、早急に職員会議等を開催し職員間で共有し、再発防止に努める体制をとっている。

こどもの発達に応じた支援

- ・ 取り残された場合に押すと園事務室内にブザーが鳴る機器を設置しており、こどもたちに使用方法を指導している。
- ・ バス内になにかあったらクラクションを押すピクトグラムを掲示

学校安全計画 等

- ・ バス運行に関する安全管理を記載している。
- ・ 乗車中に事故や地震が起こった場合の対応を定めている。

その他

- ・ ドライブレコーダーを活用して、定期的に園長が確認し、気になった点があれば、運転手に報告するようにしている。

送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査結果について

こどもまんなか
こども家庭庁

令和5年6月27日

装備状況調査の実施

調査概要

- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。当該対策の一環として、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。
- 安全装置の装備の義務化については、令和6年3月31日までの1年間を経過措置の期間として設定しているものの、可能な限り令和5年6月30日までに安全装置を装備するよう求めてきたところで、現在の装備状況について、文部科学省と連携して調査を実施したものである。
 - ・ 調査開始日 : 令和5年5月22日(月)
 - ・ 国への報告期限 : 令和5年6月7日(水)

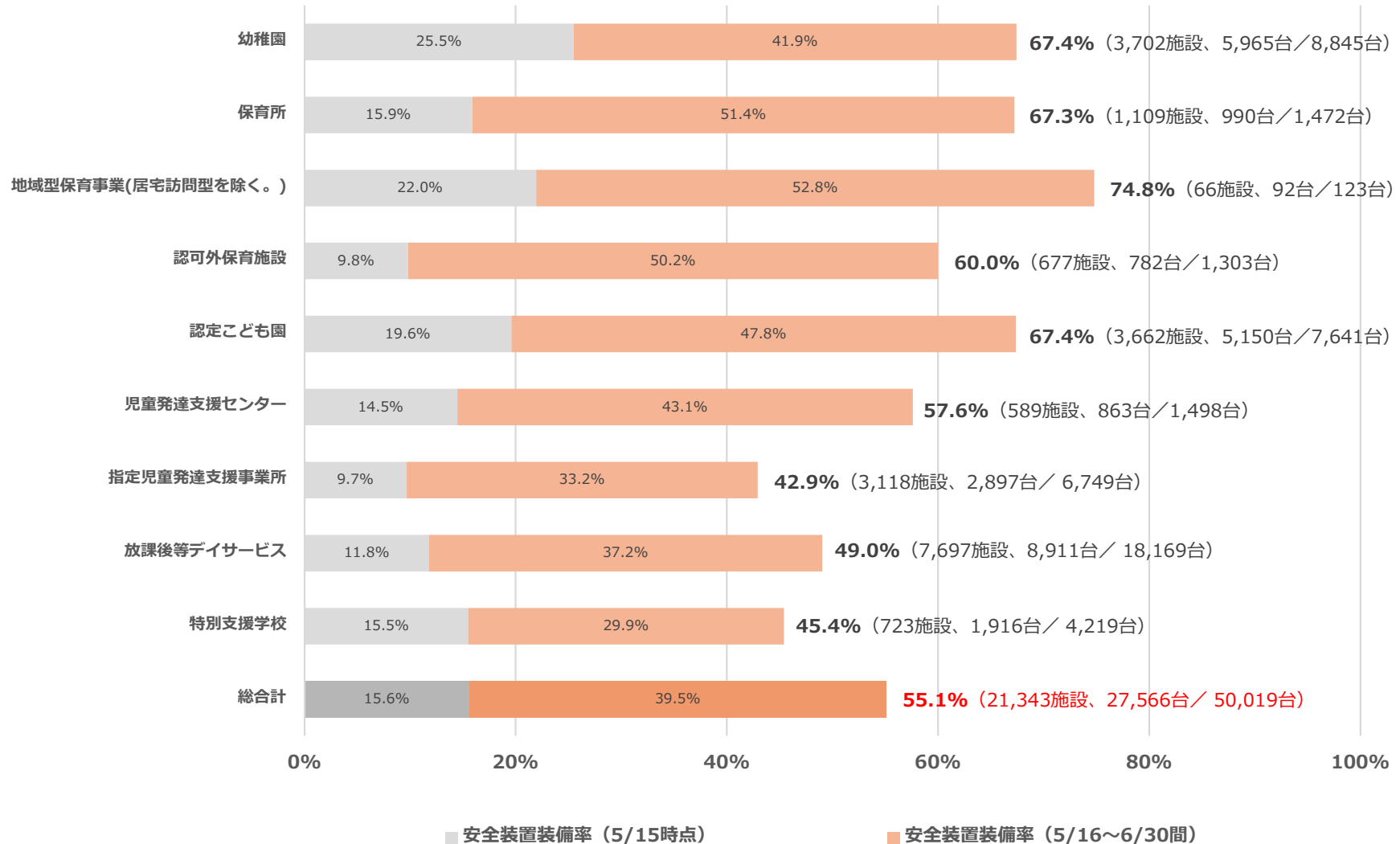
調査項目

- 1 送迎用バスを運行している施設・事業数
- 2 送迎用バスの運行台数
- 3 安全装置の装備を完了した送迎用バスの台数 [令和5年5月15日時点]
- 4 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和5年6月30日まで]

※ 関係府省令等の改正により安全装置の装備が義務付けられた施設・事業、送迎用バスを対象として調査を実施。

調査結果 【施設・事業別】

6月末時点の装備完了及び装備予定の割合



調査結果については、令和5年5月15日を基準日として、令和5年6月23日時点で国に回答があった施設・事業について取りまとめたものである。

調査結果【都道府県別】

都道府県	①施設・事業数	②運行台数	③6月末装備完了 予定台数	④割合
北海道	1,293施設	3,161台	1,579台	50.0%
青森県	403施設	704台	502台	71.3%
岩手県	240施設	474台	212台	44.7%
宮城県	417施設	1,159台	474台	40.9%
秋田県	166施設	286台	207台	72.4%
山形県	251施設	499台	377台	75.6%
福島県	332施設	698台	491台	70.3%
茨城県	547施設	1,384台	833台	60.2%
栃木県	297施設	766台	362台	47.3%
群馬県	324施設	728台	378台	51.9%
埼玉県	1,081施設	2,966台	2,039台	68.7%
千葉県	886施設	2,132台	1,333台	62.5%
東京都	1,472施設	3,827台	1,935台	50.6%
神奈川県	936施設	2,642台	1,204台	45.6%
新潟県	439施設	761台	440台	57.8%
富山県	121施設	256台	114台	44.5%
石川県	281施設	593台	462台	77.9%
福井県	101施設	188台	120台	63.8%
山梨県	203施設	418台	187台	44.7%
長野県	270施設	521台	308台	59.1%
岐阜県	487施設	1,209台	564台	46.7%
静岡県	648施設	1,525台	957台	62.8%
愛知県	1,268施設	3,036台	1,862台	61.3%
三重県	228施設	550台	274台	49.8%

都道府県	①施設・事業数	②運行台数	③6月末装備完了 予定台数	④割合
滋賀県	243施設	562台	114台	20.3%
京都府	451施設	1,101台	564台	51.2%
大阪府	1,674施設	3,993台	1,468台	36.8%
兵庫県	780施設	1,798台	1,180台	65.6%
奈良県	196施設	382台	206台	53.9%
和歌山県	173施設	444台	208台	46.8%
鳥取県	79施設	167台	68台	40.7%
島根県	102施設	186台	84台	45.2%
岡山県	157施設	383台	223台	58.2%
広島県	473施設	1,001台	574台	57.3%
山口県	234施設	525台	404台	77.0%
徳島県	167施設	316台	241台	76.3%
香川県	131施設	249台	129台	51.8%
愛媛県	309施設	656台	469台	71.5%
高知県	119施設	234台	166台	70.9%
福岡県	1,020施設	2,693台	1,468台	54.5%
佐賀県	176施設	340台	141台	41.5%
長崎県	365施設	712台	441台	61.9%
熊本県	386施設	771台	462台	59.9%
大分県	296施設	641台	432台	67.4%
宮崎県	255施設	505台	295台	58.4%
鹿児島県	546施設	1,170台	617台	52.7%
沖縄県	320施設	707台	398台	56.3%

全国	21,343施設	50,019台	27,566台	55.1%
-----------	-----------------	----------------	----------------	--------------

調査結果については、令和5年5月15日を基準日として、令和5年6月23日時点で国に回答があった施設・事業について取りまとめたものである。

危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について①

事務連絡
令和3年11月29日

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県私立学校主管課
国公立大学法人担当課
各都道府県・市町村認可外保育施設主管課

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について

この度、宮城県登米市の認定こども園において、刃物を持った男が敷地内に侵入するという事案が発生しました。当該認定こども園においては、園の危機管理マニュアルに基づき、不審者発見後、園庭にいた子どもを屋内に速やかに避難させるなどの対応を行っており、園児及び職員に怪我などはなかったとのことです。また、不審者を想定した訓練も実施していたとの報告も受けております。

認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）、保育所、認可外保育施設及び小学校における危機管理（不審者侵入時の対応）については、法令や各府省が定めるガイドライン等において、必要な対応や留意すべきポイント等を示しているところです（別添1参照）。

つきましては、上記の別添1を踏まえつつ、下記のとおり危機管理（不審者侵入時の対応）を徹底することについて、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園、小学校及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に対して、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設主管課におかれては所管の認可外保育施設に対して、周知されるようお願いいたします。

危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について②

記

- ① 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全教職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ること。
特に、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容、教職員等の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があることから、全教職員等が揃わない時間帯等においても、状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図ること。また、不審者を刺激させないほか速やかな避難行動を行うことができるよう、役割分担に応じて子どもに分かりやすい指示で安全に誘導することや、あらかじめ決めておいた文言を放送等で知らせること。
- ② 門、囲障（塀やフェンス等）、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視システム、通報機器等の作動、不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認すること。
なお、各施設における防犯対策の強化については、「保育所等整備交付金（保育所等防犯対策強化事業）」（厚生労働省事業）、「学校安全総合支援事業」（文部科学省事業）や「私立幼稚園施設整備費補助金（防犯対策工事）」（文部科学省事業）等による補助を実施しており、これらを活用されたいこと（別添2参照）。
- ③ 様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるなど、子どもが緊急時の対処の仕方を身につけられるよう取り組むことが必要であること。
特に認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容等が多様であること、子どもの身体発育や精神的機能の発達が十分ではないことなどの特徴があることに留意しながら、様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、子どもの発達の実情に応じて行うこと。
- ④ 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておくこと。

別添1, 2（略）

園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について①

事務連絡
令和4年4月11日

各都道府県・市区町村保育主管部（局）、認可外保育施設主管部（局） 御中
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当） 付
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 付

保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について

※一部抜粋

- 各保育所等におかれては、別添5【※略】や別添6に示される園外活動時等の安全確保に関する取組について、保育士等の職員の一人一人が認識、理解できるよう、回覧に付すことや印刷して配布することなど、閲覧に供することにより、周知の徹底を行っていただきたいこと。

（別添6）

園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項【未然防止のための取組】

<現場への注意喚起>

- 保育中の園児の確認の仕方や点呼の際の留意事項をチラシにして各園に配布する
- 自治体の元職員が巡回職員として、各園の散歩などの園外活動時に同行し、気になる点などを適宜指導する

<園外活動時の人的支援>

- 園外活動に当たって、保育支援者（キッズ・ガード）の活用を促進している
- 散歩中の見守りのため短時間勤務職員を雇い上げている

<指導監査時の対応>

- 園児が行方不明となった場合の対応マニュアル（フローチャート等）を作成しているかについて、指導監査の際に項目化し、確認を徹底する
- 指導監査時にヒヤリ・ハット事案も含めて発生した事故を確認し、起きた要因や施設として何が足りなかったのかを把握し、指導する
- 指導監査時に事故発生報告を確実に行政に報告しているかなどを点検し、各園の安全管理体制をチェックする

園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について②

<事故報告の共有>

- 園児の見落とし等を含む事故の発生状況について、年次報告として取りまとめ、各園に共有する

【実例を踏まえた留意事項】

- 行き慣れない公園には、死角を正確に把握していないことなどにより、園児を見失うケースがあった
⇒ あらかじめ職員による下見を確実に行うことなどが考えられる
- 公園への散歩から園舎に戻る際、人数確認を行ったものの、人数確認に時間を要した結果、確認中に園児が離脱していたケースがあった
⇒ 複数の職員で連携して園児の確認を行うことや、開かれた場所で人数確認を行うなどの取組が考えられる
- 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が起きたケースがあった
⇒ 保護者の出入りの多い時間帯は、特に門扉が確実に閉まっているかなどの確認を徹底することなどが考えられる
- 園舎に隣接している施設での活動であったため、園児の確認が疎かになったケースがあった
⇒ 園外活動時かどうかにかわらず、保育中は、常に全員の園児の動きを把握することを徹底することなどが考えられる
- 公園などで、複数の園が同時に活動する場合に、自園の園児が他園の園児の中に紛れ、見失ってしまうようなケースがあった
⇒ ・ 自園の目印となるような帽子などを着用させるなど、自園の園児であることを視認しやすくするための工夫を行う
・ 確認時には、園児を列に並べて顔及び名前を確認する、複数の職員により複数回確認する
・ 他園と連携を図り、同じ公園の中でも遊び場所を分けること、帰園時に声を掛け合うことなどが考えられる

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領 及び その解説◆ (主な関係箇所：第3章第1節、第4節2)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf



◆「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育◆ (主な関係箇所：第3章第6節)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

◆学校の危機管理マニュアル作成の手引◆

(主な関係箇所：第3章3-9、第3章3-10)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



◆こどものバス送迎・安全徹底プラン（バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策）ほか◆

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html

◆特定教育・保育施設等における事故情報データベース◆

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>



1. こども家庭庁について
2. こども基本法、こども大綱、指針等の作成について
3. 処遇改善・配置改善等について
4. 安全対策について
5. 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について
6. こども・子育て政策の強化について

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
 - ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う(5/12付でこども家庭庁・文部科学省連名の通知を発出)。

① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、
 ・「不適切な保育」の捉え方や
 ・保育所、自治体における取組・対応に
 ばらつきが見られた。



調査結果を踏まえ、
 ・「不適切な保育」の考え方を明確化
 ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、
 各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

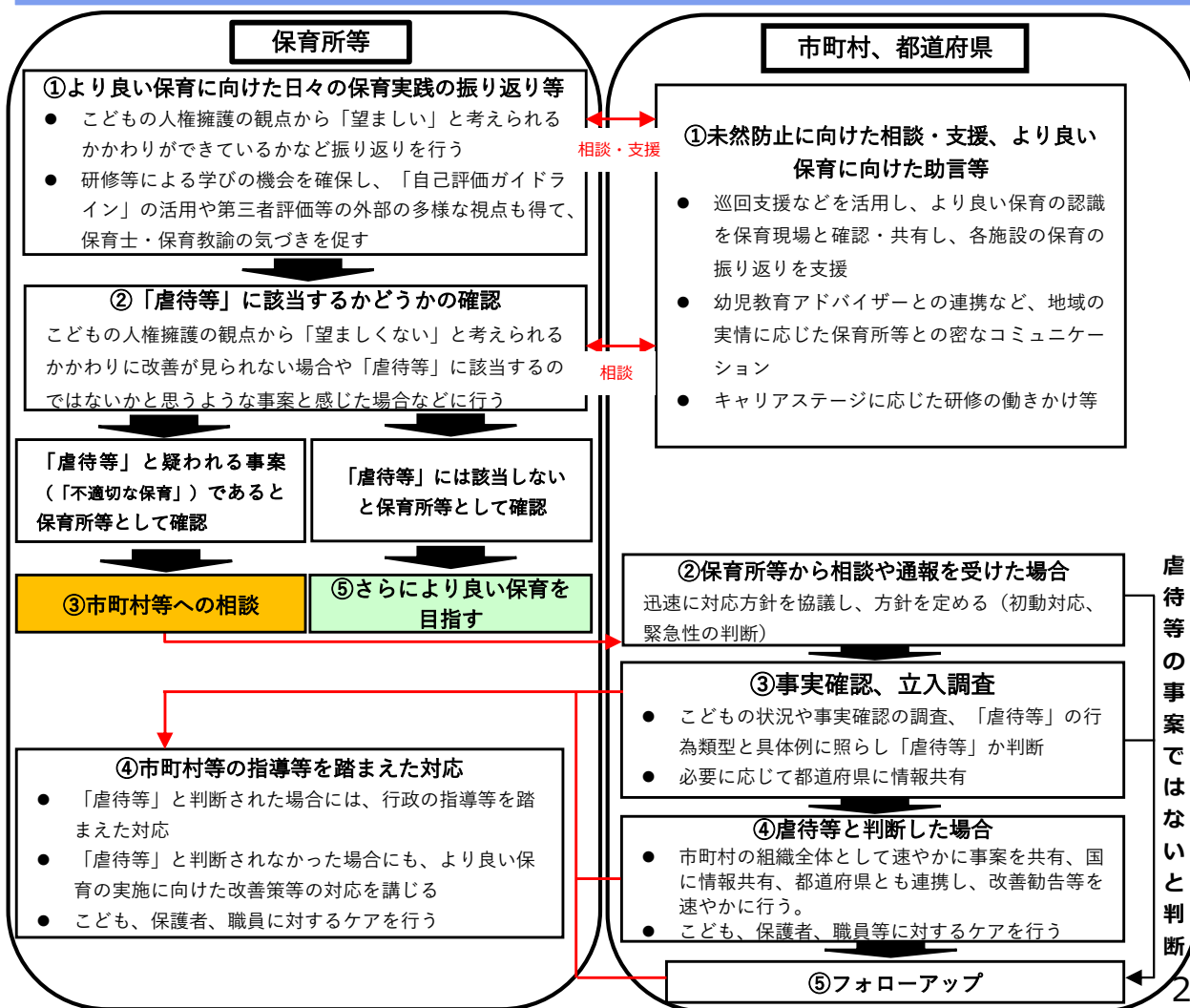
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - ネグレクト
 - 心理的虐待
- その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定子ども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

② 施設職員による虐待に関する通報義務等について

- 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

③ 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- **あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。

※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

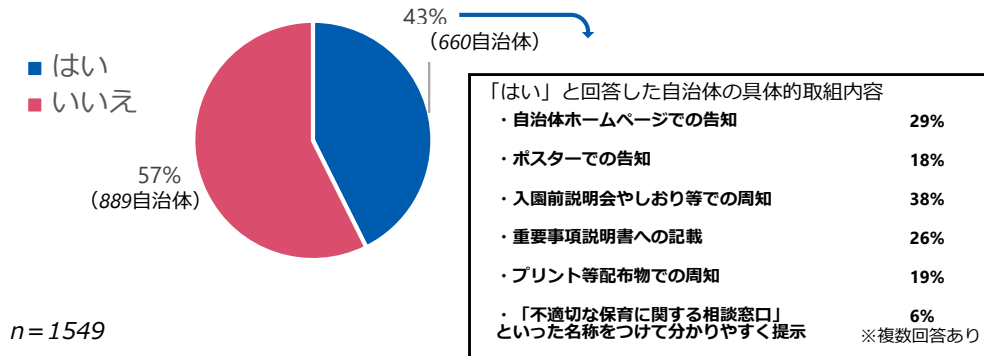
(参考) 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」 (令和4年12月～2月実施)の結果について(概要)

- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」(子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為(※))を調査したところ、保育所(22,720施設)については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%)。このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%)。

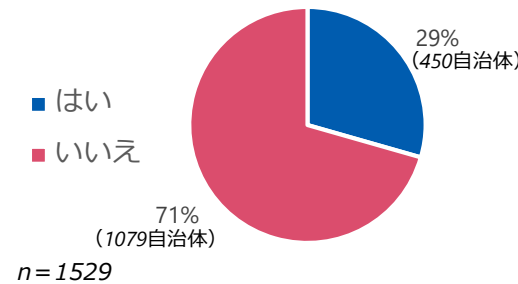
(※) ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

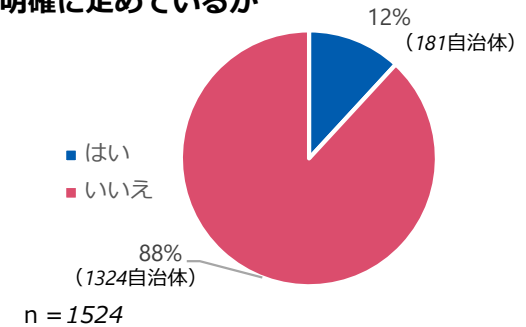
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



(注1) 自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2% (47/47(都道府県)、1530自治体/1741(市町村+特別区))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)、幼稚園・特別支援学校幼稚部(※)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

(※) 幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事案の件数は、別調査(体罰の実態把握について)より把握

(注3) 保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%(15,757施設)、1～5件まで合わせると90%(19,369施設)となった一方で、31件以上の件数を回答した施設(82施設(全体の0.4%))から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

(注1) 施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3% (21,649施設/22,720施設(令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

1. こども家庭庁について
2. こども基本法、こども大綱、指針等の作成について
3. 処遇改善・配置改善等について
4. 安全対策について
5. 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について
6. こども・子育て政策の強化について

【岸田総理のご発言の概要（令和5年3月31日）】

- 小倉大臣から報告を受けた「たたき台」を踏まえて、今後、必要な政策強化の内容、そして、予算、財源について、与党と連携しながら、議論を深めていきたい。
- このため、全世代型社会保障構築本部の下に、私を議長として、関係閣僚、有識者、あるいは、子育ての当事者・関係者、さらには関係団体、こうした方々の参画を求め、「こども未来戦略会議」を立ち上げることとしたい。
- この体制の下で検討を進めて、6月の骨太の方針までに、将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠を示していきたい。

【全世代型社会保障構築本部】

本部長：総理大臣
 副本部長：後藤全世代型社会保障改革担当大臣
 本部長：松野官房長官、小倉内閣府特命担当大臣、
 松本総務大臣、鈴木財務大臣、
 加藤厚生労働大臣

【全世代型社会保障構築会議】

座長：清家座長
 座長代理：増田座長代理
 構成員：有識者16名

【こども未来戦略会議】

議長：総理大臣
 副議長：後藤全世代型社会保障改革担当大臣、
 小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

構成員

（閣僚）：全世代型社会保障構築本部の本部長、
 永岡文部科学大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣

（有識者）：全世代型社会保障構築会議の構成員、関係審議会の構成員、
 子育て当事者・関係者

（関係団体）：経団連、日商、連合、地方3団体（知事会、市長会、町村会）

こども未来戦略方針

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（抄）

Ⅱ こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

2. 3つの基本理念

(1) 若い世代の所得を増やす

(2) 社会全体の構造・意識を変える

(3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

- 第三に、様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと、すなわち「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が必要である。
- これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内容についても、
 - ・ 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
 - ・ 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと
 - ・ これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みにこたえられる伴走型支援を強化すること
 - ・ 貧困の状況にある家庭、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを育てる家庭、ひとり親家庭などに対してよりきめ細かい対応を行うことなどが必要となっている。
- こうした観点から、こども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、全てのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指していく。

こども未来戦略方針

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（抄）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

(5) 多様な支援ニーズへの対応 ～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

(障害児支援、医療的ケア児支援等)

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

・（加速化プランの推進）

○ 急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまで、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

○ 具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充87、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

○ こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。77

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

・（こども大綱の取りまとめ）

- 常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。
- こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。
- 誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策DXを推進する。
- こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

<こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日）>（抄）

- 0-2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。

【新たな通園給付のイメージ】

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施

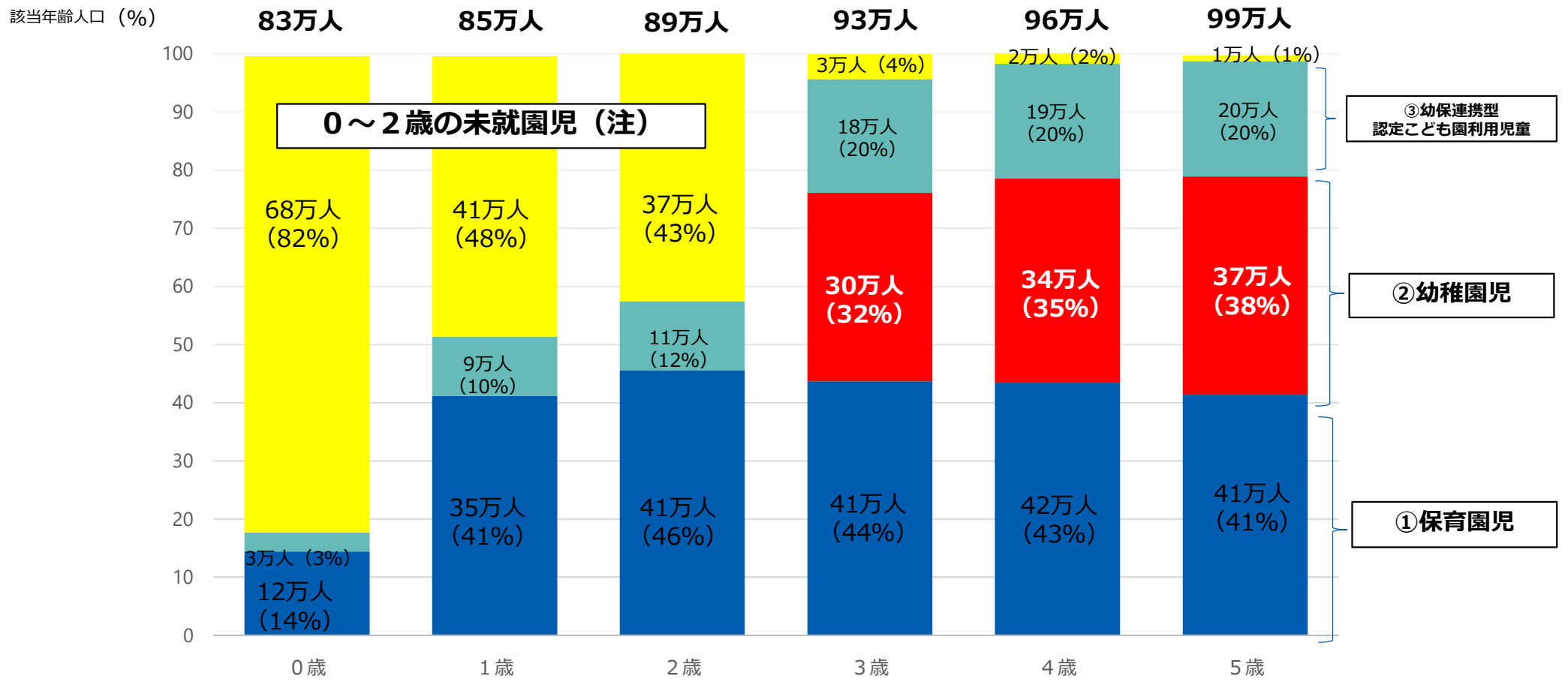


- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

參考資料

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

令和4年8月30日(火)
公表資料

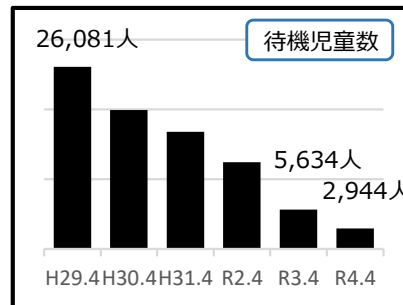
① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人

(対前年▲2,690人)

※調査開始以来、
4年連続で最少

- ・約**85.5%**の市区町村(1,489)で待機児童なし
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

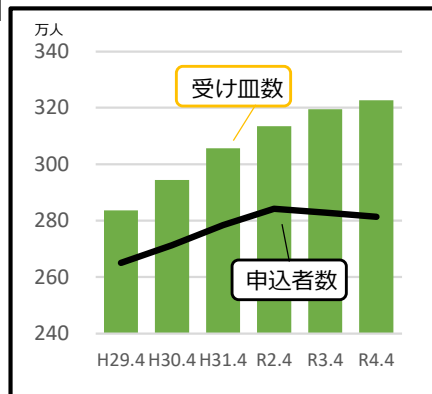
	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489	242	7	3
	85.5%	13.9%	0.4%	0.2%
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

② 待機児童数の減少要因

令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・**保育の受け皿拡大**に加え、
- ・**就学前人口の減少**
- ・**新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え**

などが考えられる。



③ 今後の見込み

令和4年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、

- ・**女性就業率**(25~44歳)の**上昇傾向**
 - ・**保育所等申込率**(申込数/就学前人口)の**上昇**
 - ・**フルタイムの共働き世帯割合の増加**
 - ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ⇒ などを受け、今後、**保育ニーズ(申込者数)**も再び増加する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、**マッチング支援**を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所の多機能化を進める**観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(R4~R6は見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人
4か年合計		新プラン目標
13.0万人		約14万人

保育所等における都道府県別の定員充足率（3ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。（※数値のみをもって各保育所の状況を判断しづらい等留意が必要）
 ○今後は、人口減少対策として、未就園児定期預かりに関するモデル事業やかかりつけ相談機関としての役割等の実施を通じ、多機能化を行う保育所を支援するなどの取組を進めていく。

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の**人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担**の下で、**他の子育て支援機関等とも連携・協働**した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

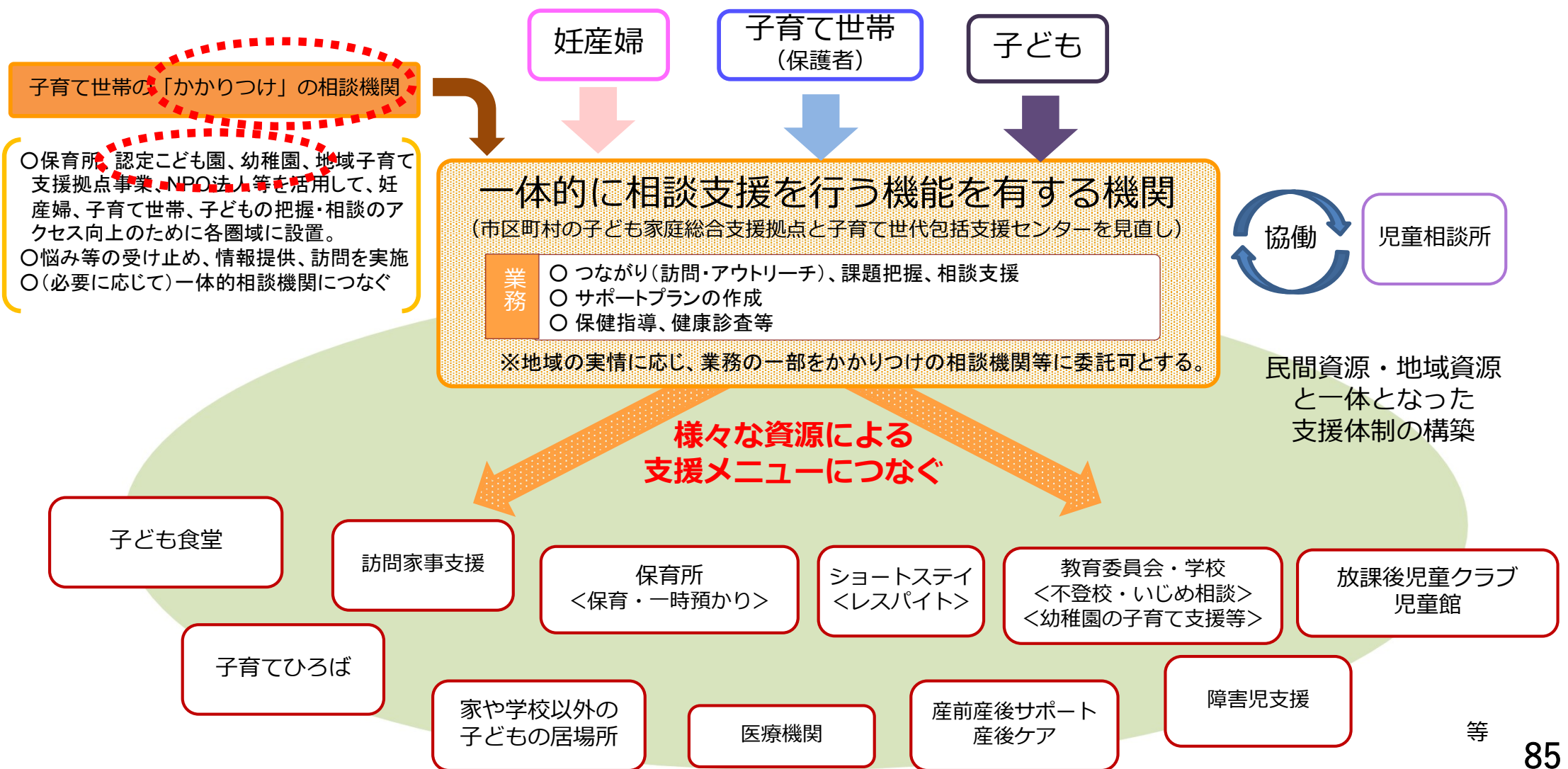
④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格等検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

市区町村等におけるマネジメントの強化

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

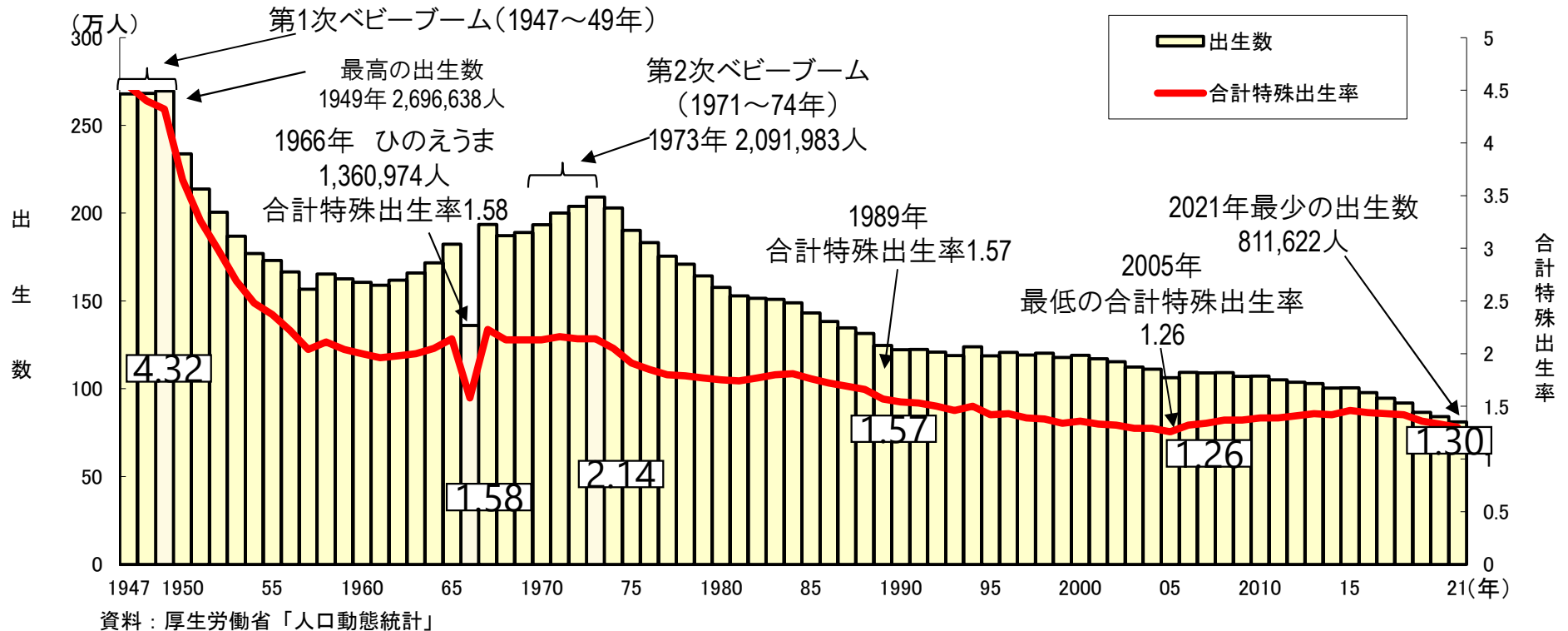
- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**



出生数と合計特殊出生率の推移

- ◆ 2022年の出生数は77万747人。
- ◆ 対前年同期比▲5.0%となり、初めて80万人を下回った。

年	1949年	...	1973年	...	1989年	...	2005年	...	2021年	2022年
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万 6,802人	...	106万 2,530人	...	81万 1,622人	77万 747人 (※概数)
合計特殊出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.30	1.26 (※概数)

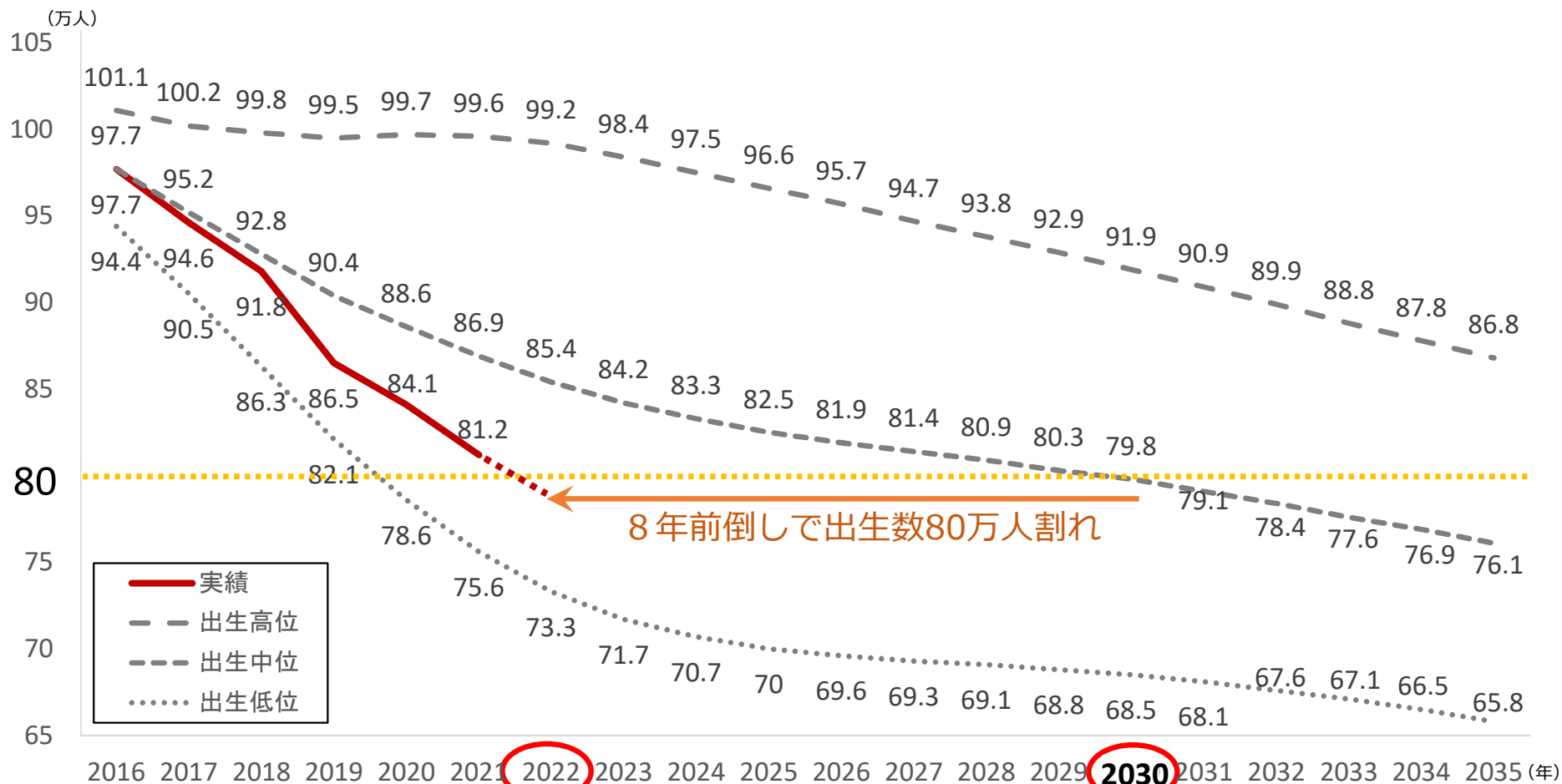


出生数と将来人口推計との比較

◆ 2022年の出生数（日本における日本人の出生のみ）は、80万人を割り込む見込み。

※ 2022年の外国人の出生等を含む出生数は79万9,728人（速報値）

◆ 将来推計人口（中位）では、80万人を割り込むのは2030年と予測。



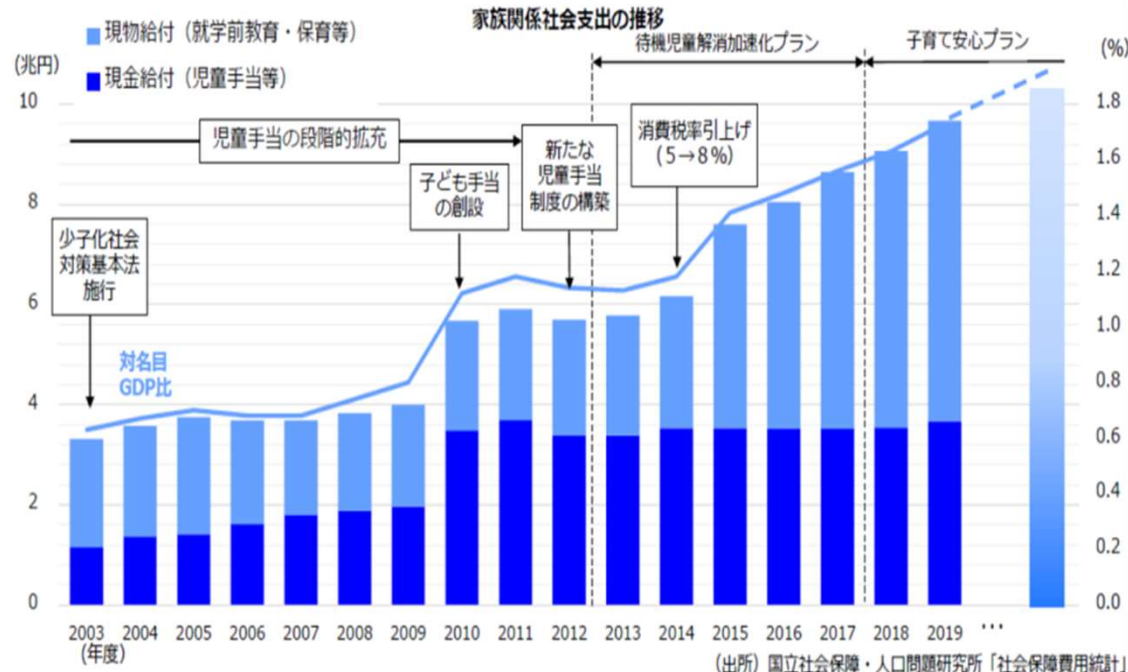
外国人等を含む速報値は 79万9,728人
 日本における日本人人口は6月上旬公表予定
 (2021年実績での外国人等の出生数は約3.1万人)

(注) 上記の推計人口・実数は日本における日本人人口。
 (出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」。

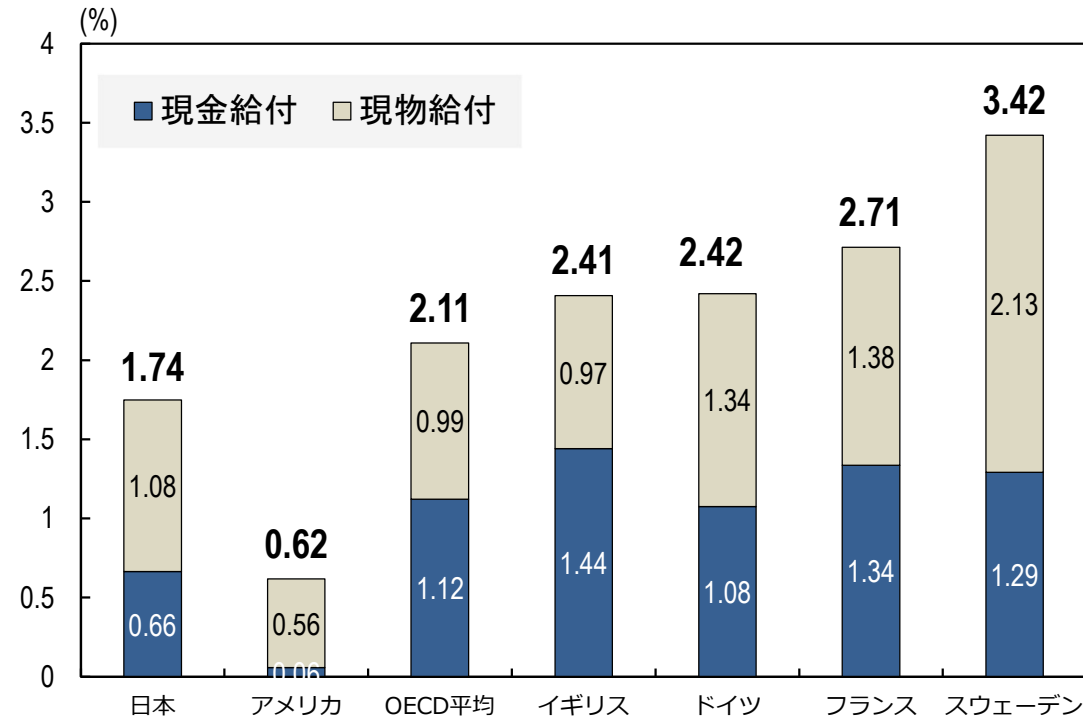
家族関係社会支出の対GDP比（現金給付・現物給付別）

- ◆ 我が国の家族関係社会支出は、着実に増加。近年は特に現物給付を重点的に充実。
- ◆ 諸外国と比較すると、現金給付の割合が低いとの指摘。

日本における家族関係社会支出の推移
（現金給付・現物給付別）



家族関係社会支出の国際比較（2019年）
（現金給付・現物給付別）



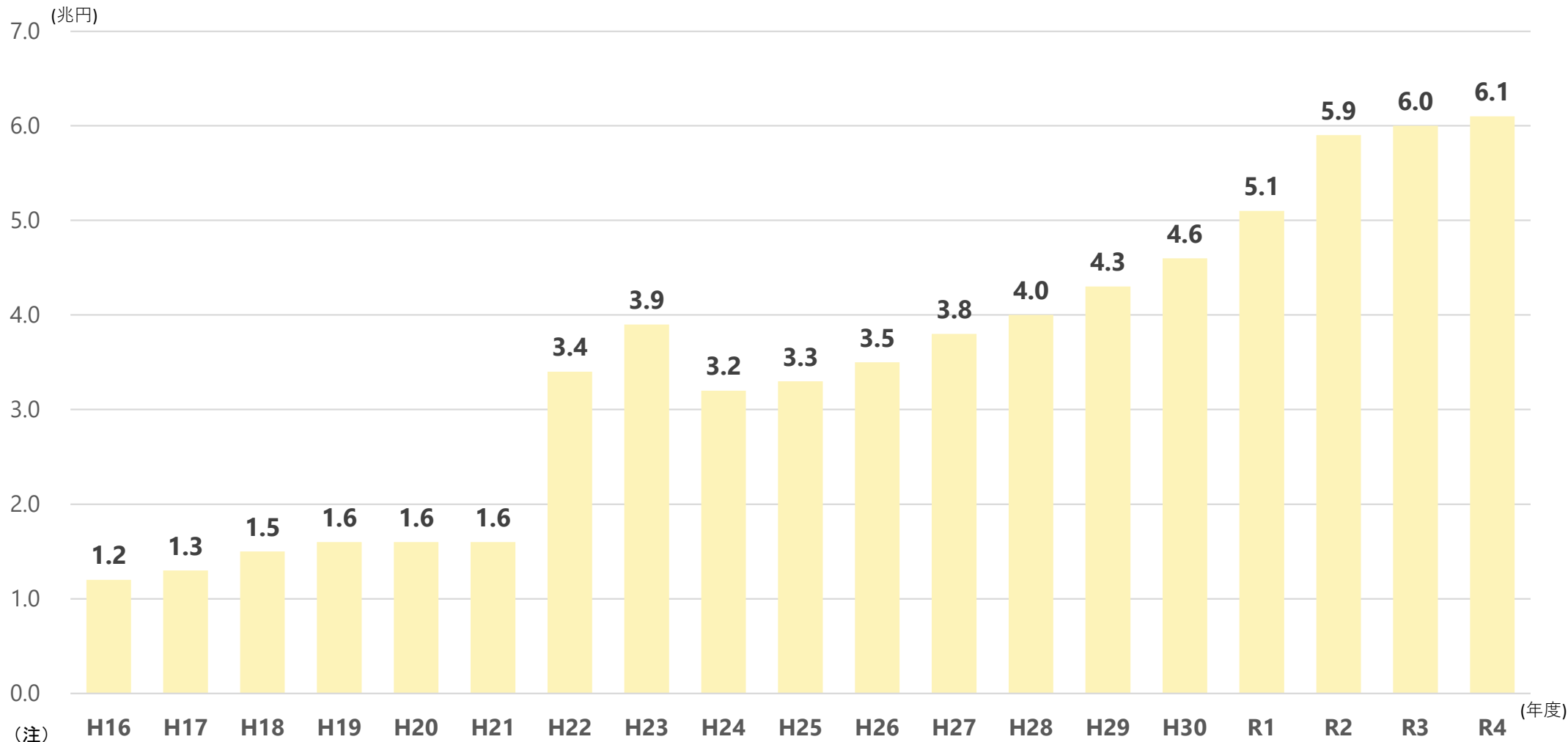
資料：2022年4月13日財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料より。

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
 ※2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比約0.16%相当）。

資料：日本は「令和2年度社会保障費用統計、諸外国は」OECD Family Database「PF1.1 Public spending on family benefits」(2019年)より作成。
 ※日本については2019年度、各国の数値は2019年。

少子化対策関係予算（当初予算ベース）の推移

- ◆ 少子化社会対策大綱の主要施策に従い整理した少子化対策関係予算（当初予算ベース）は、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化等の様々な施策の充実により、着実に増加。
- ◆ 2013年度の約3.3兆円から2022年度には約6.1兆円と過去10年間でほぼ倍増。

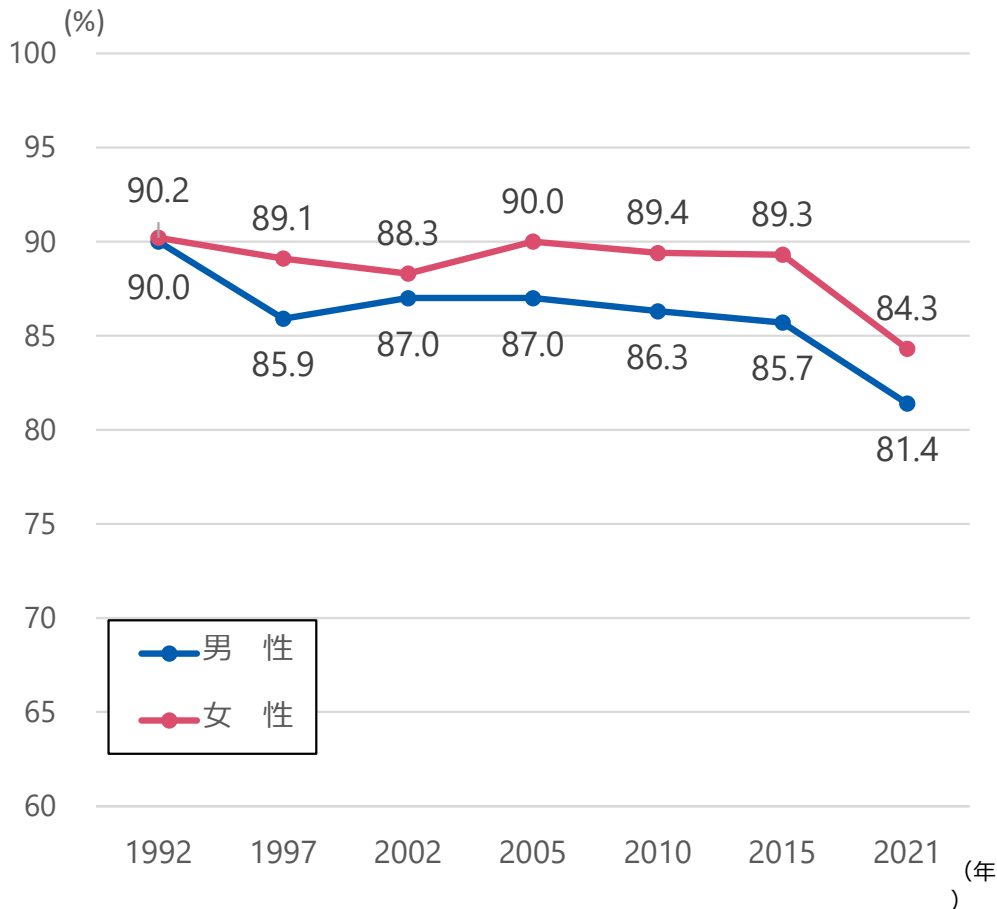


- (注)
- 1 少子化社会対策基本法第9条に基づき毎年作成している「少子化社会対策白書」において掲載している「少子化対策関係予算」を基に作成。各年度の予算額は、原則として、当該年度の実施状況について報告した「少子化社会対策白書」に掲載しているものとした（翌年度以降の白書において過年度修正している場合も、当該年度の白書に掲載している額を記載）。
 - 2 少子化対策関係予算は、基本的に、少子化社会対策基本法第7条に基づく「少子化社会対策大綱」の主要施策に従い、社会保障関係費に限らず一般会計及び特別会計の予算について整理している。
 - 3 各年度の「少子化対策関係予算」の金額は、取りまとめ当時の大綱の主要施策に従ってそれぞれ整理した金額であるため、対象施策等の整理が異なることに留意。

若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

- ◆ 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合は、長らく横ばいであったが、直近の調査において、大きく低下。
- ◆ 未婚者の平均希望子ども数は、減少傾向が続いており、直近の調査では、特に女性で大きく減少。

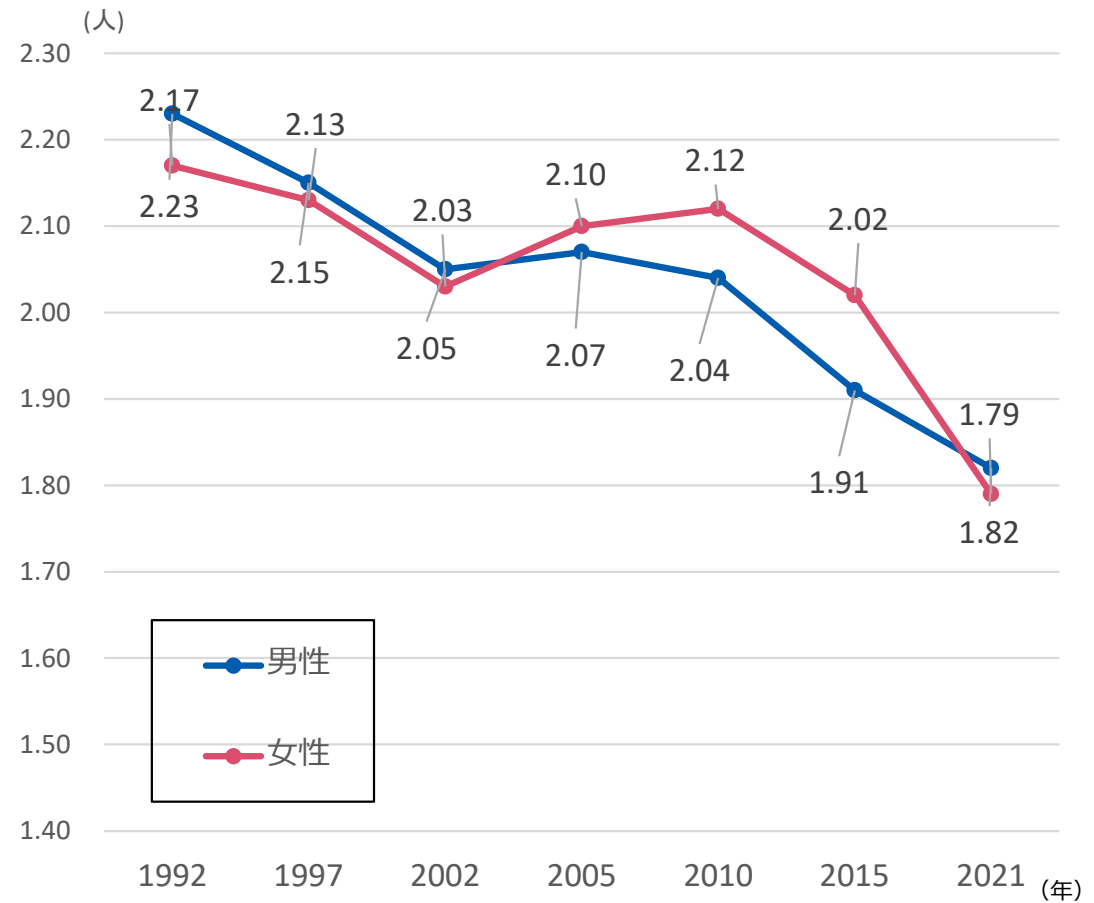
未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない）について、1を回答した割合。

未婚者の平均希望子ども数の推移

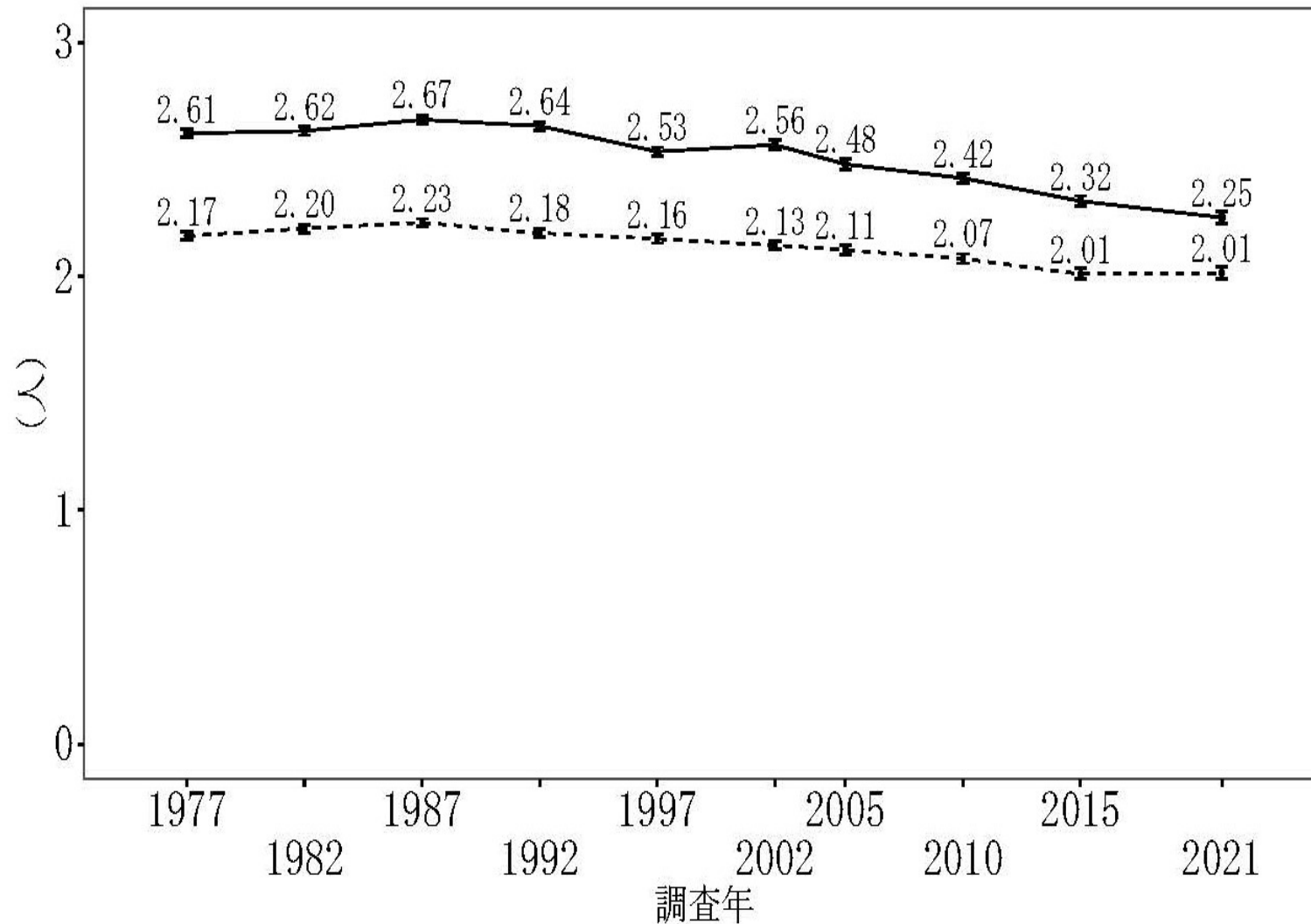


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の未婚者。平均希望子ども数は5人以上を5人として算出。

夫婦の平均理想子ども数・平均予定子ども数

◆ 夫婦の平均理想子ども数は、2000年代以降、ゆるやかに低下。



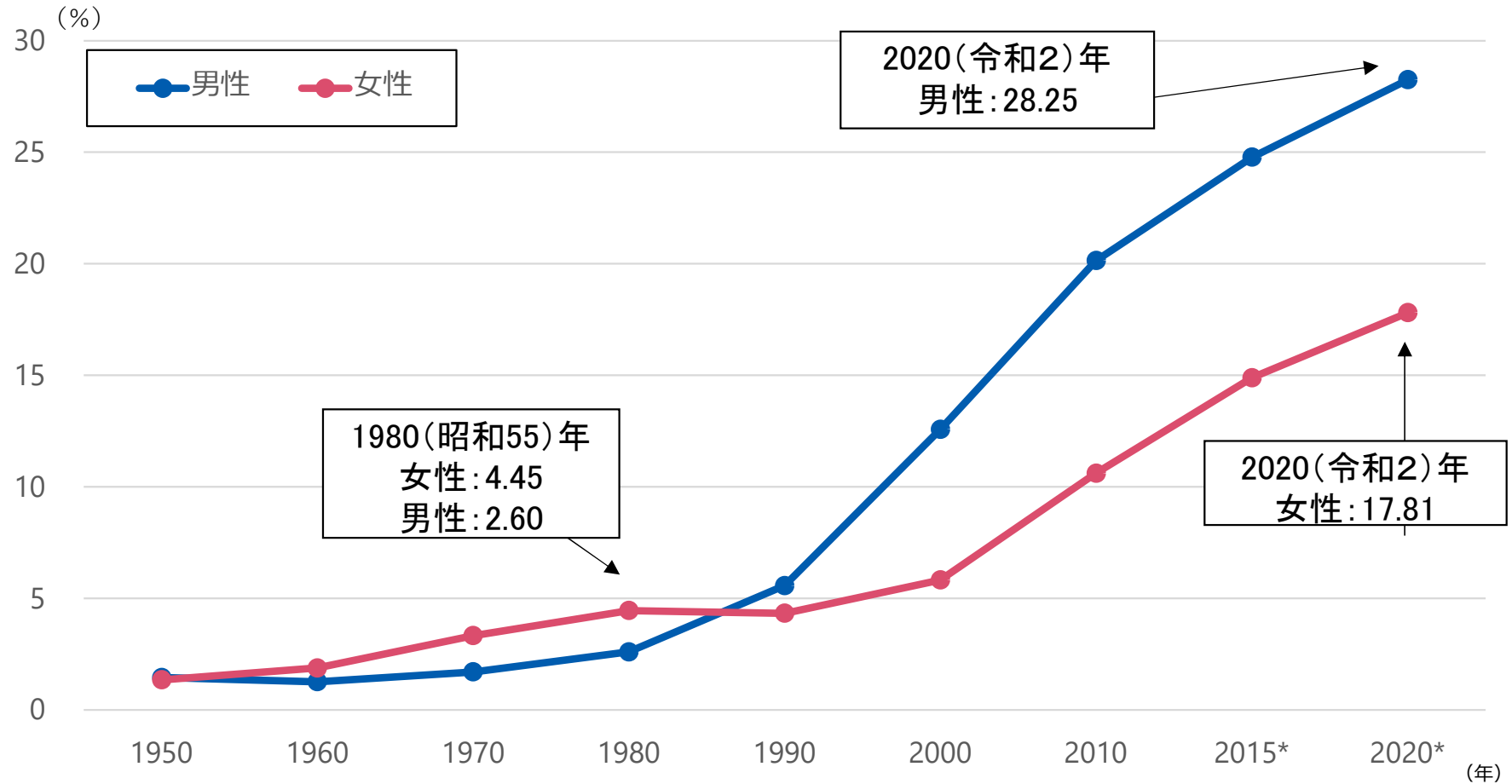
— 平均理想子ども数 -- 平均予定子ども数

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

※対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和。理想・予定子ども数不詳を除き、8人以上を8人として平均値を算出。

50歳時の未婚割合の推移

◆ 2020年時点で、男性の約3.5人に1人、女性の約5.6人に1人が、50歳時に未婚。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」より作成。

※ 総務省統計局『国勢調査報告』により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。

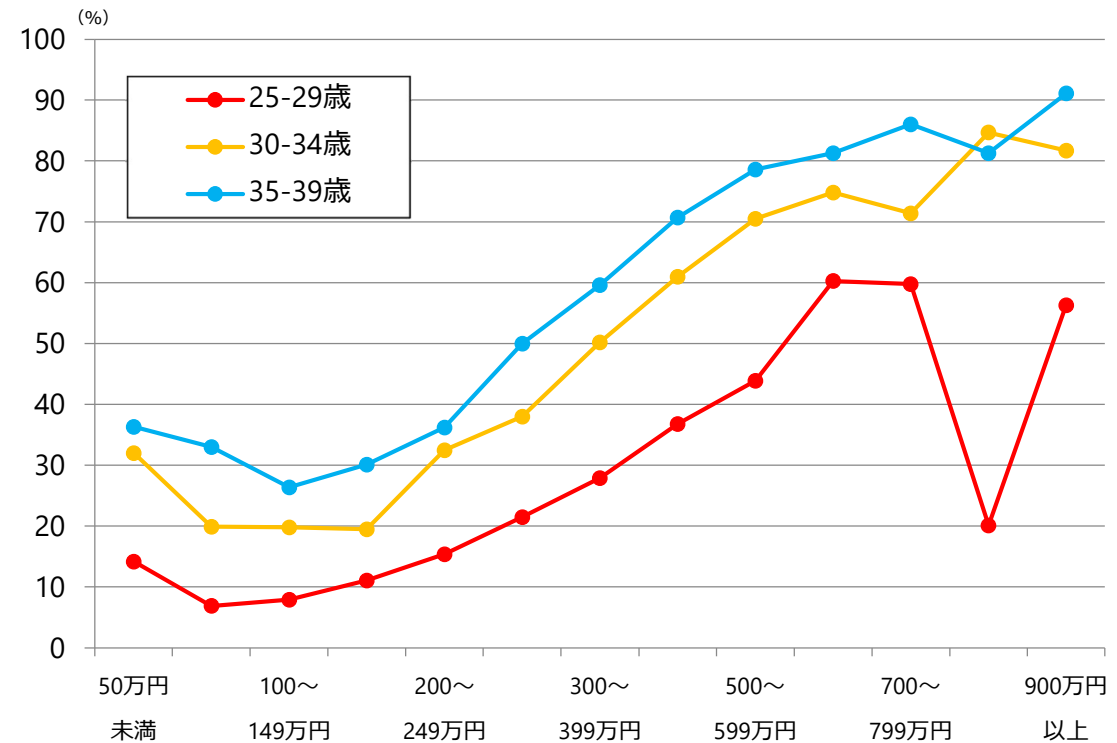
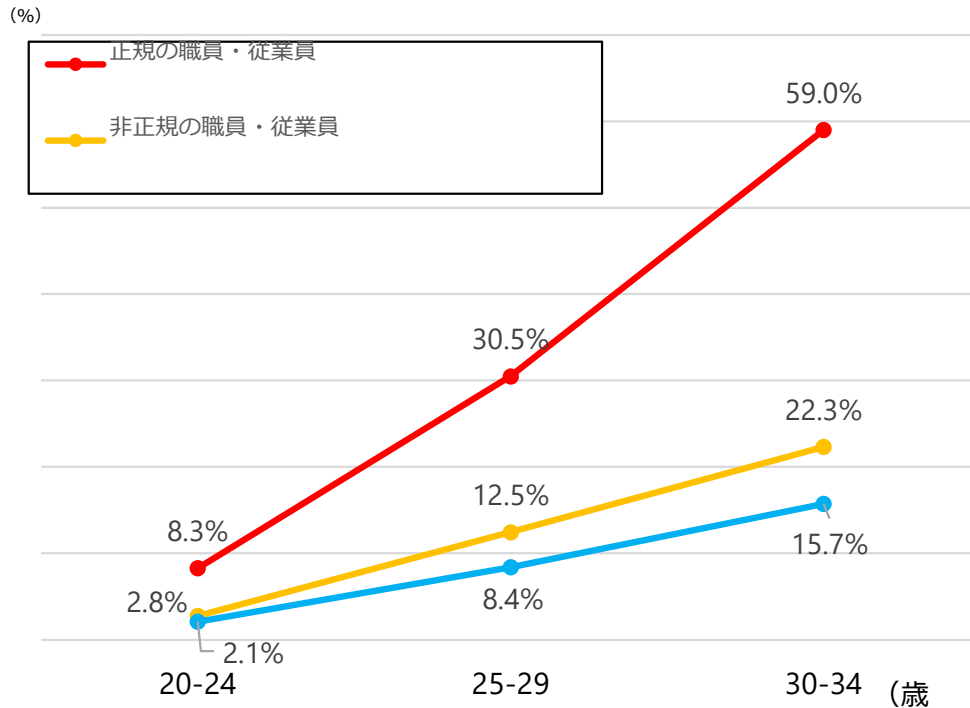
※ * 配偶関係不詳補完結果に基づく。

有配偶率（男性の従業上の地位・雇用形態別、年収別）

- ◆ 男性の若い世代の有配偶率についてみると、正規雇用に比べて、非正規雇用の男性が顕著に低い。
- ◆ 男性の年収別にみると、いずれの年齢層でも一定水準までは、年収が高い人ほど、配偶者のいる割合が高い傾向。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

男性の年収別有配偶率

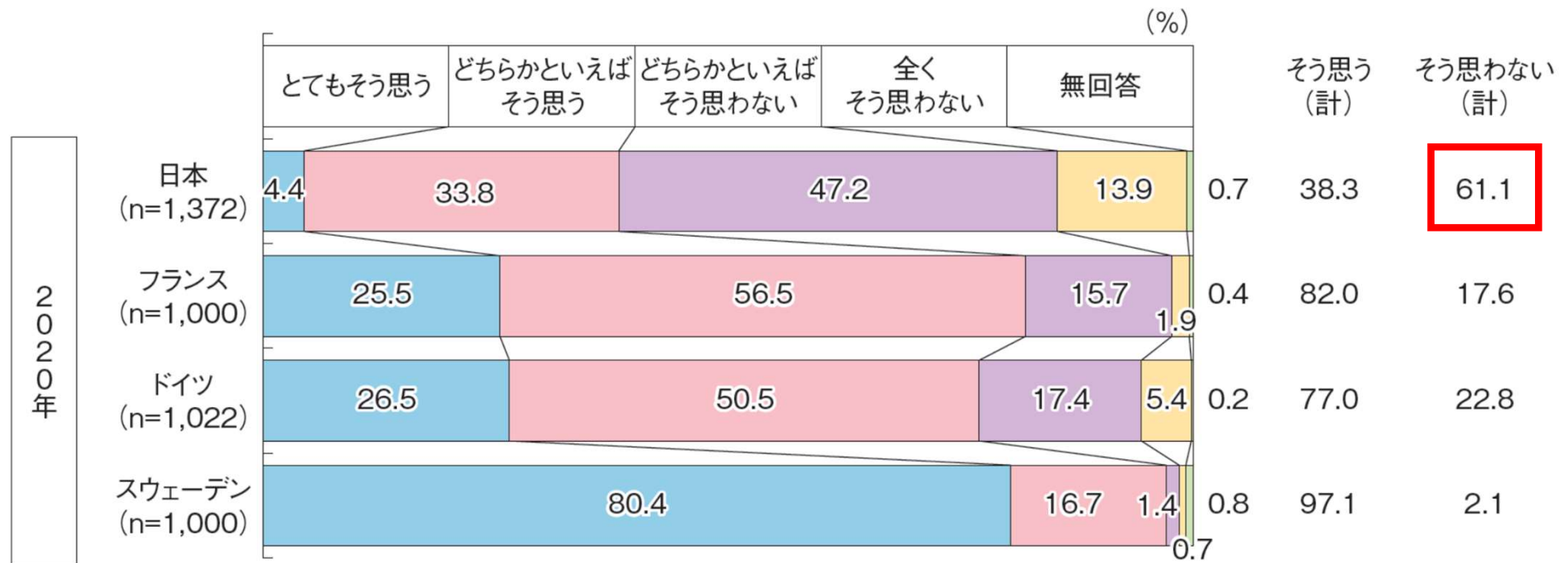


資料:総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。
注:数値は、未婚でない者の割合。

資料:労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)
注:本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。

自国はこどもを生き育てやすい国だと思うか

- ◆ 「自国はこどもを生き育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」。



資料：内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」（2021（令和3）年3月）

※百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていているか

- ◆ 「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」。

日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考えるか

(%)

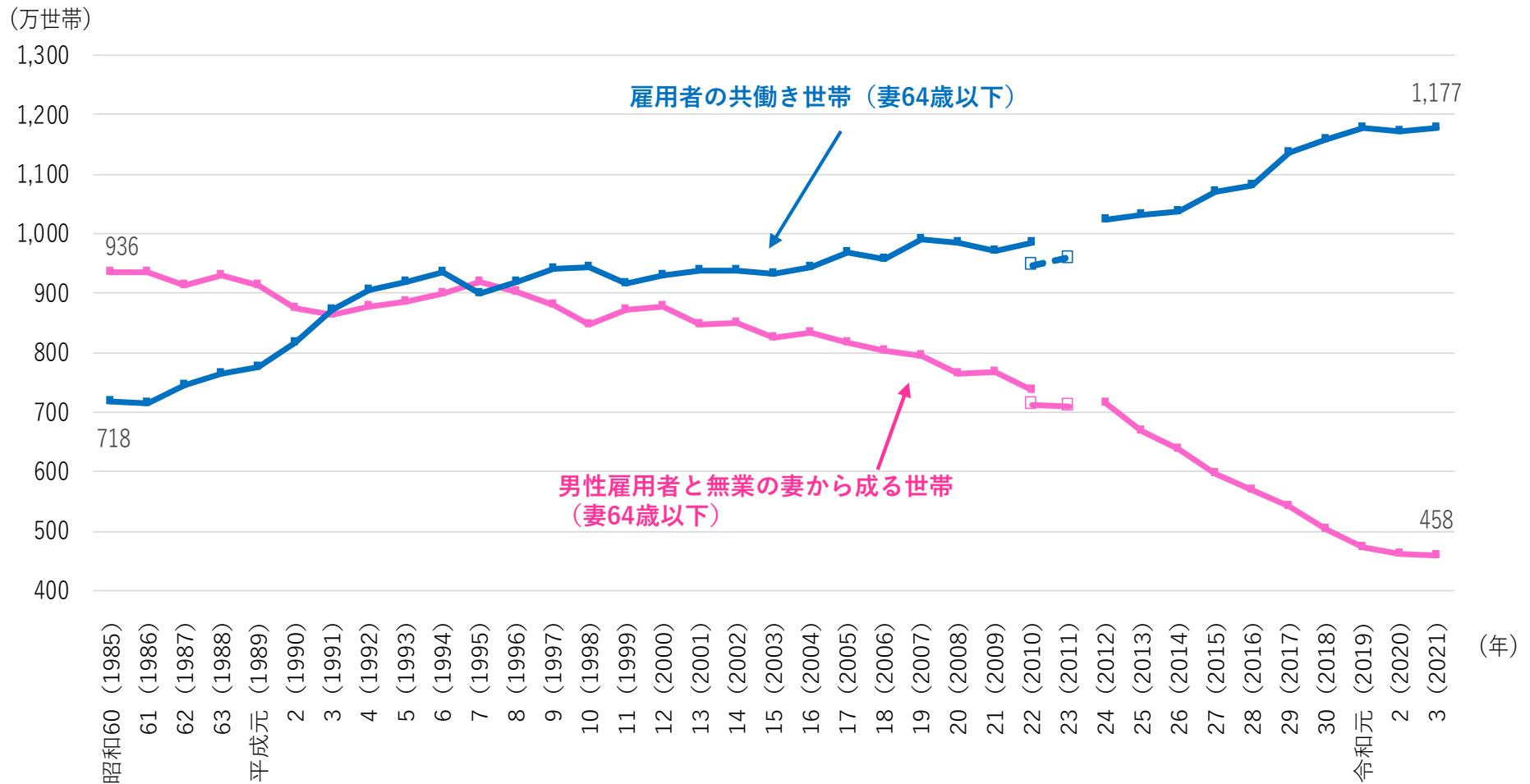
		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
TOTAL (n=11889)		2.3	27.4	44.1	26.2
合計 (n=5914)		2.7	28.5	42.4	26.4
男性	20-29歳 (n=1146)	4.6	31.5	38.8	25.0
	30-39歳 (n=1425)	2.9	27.6	41.2	28.4
	40-49歳 (n=1807)	2.2	26.9	44.7	26.2
	50-59歳 (n=1536)	1.8	29.1	43.4	25.8
	合計 (n=5975)	2.0	26.2	45.8	26.0
女性	20-29歳 (n=1143)	2.1	27.6	44.9	25.4
	30-39歳 (n=1417)	2.0	23.4	44.2	30.4
	40-49歳 (n=1850)	1.8	23.0	49.0	26.3
	50-59歳 (n=1565)	2.1	31.6	44.2	22.1
	合計 (n=5975)	2.0	26.2	45.8	26.0

資料：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」（2019（平成31）年3月）

※本調査は、20～59歳の未婚及び既婚の男女11,889人を対象として実施。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

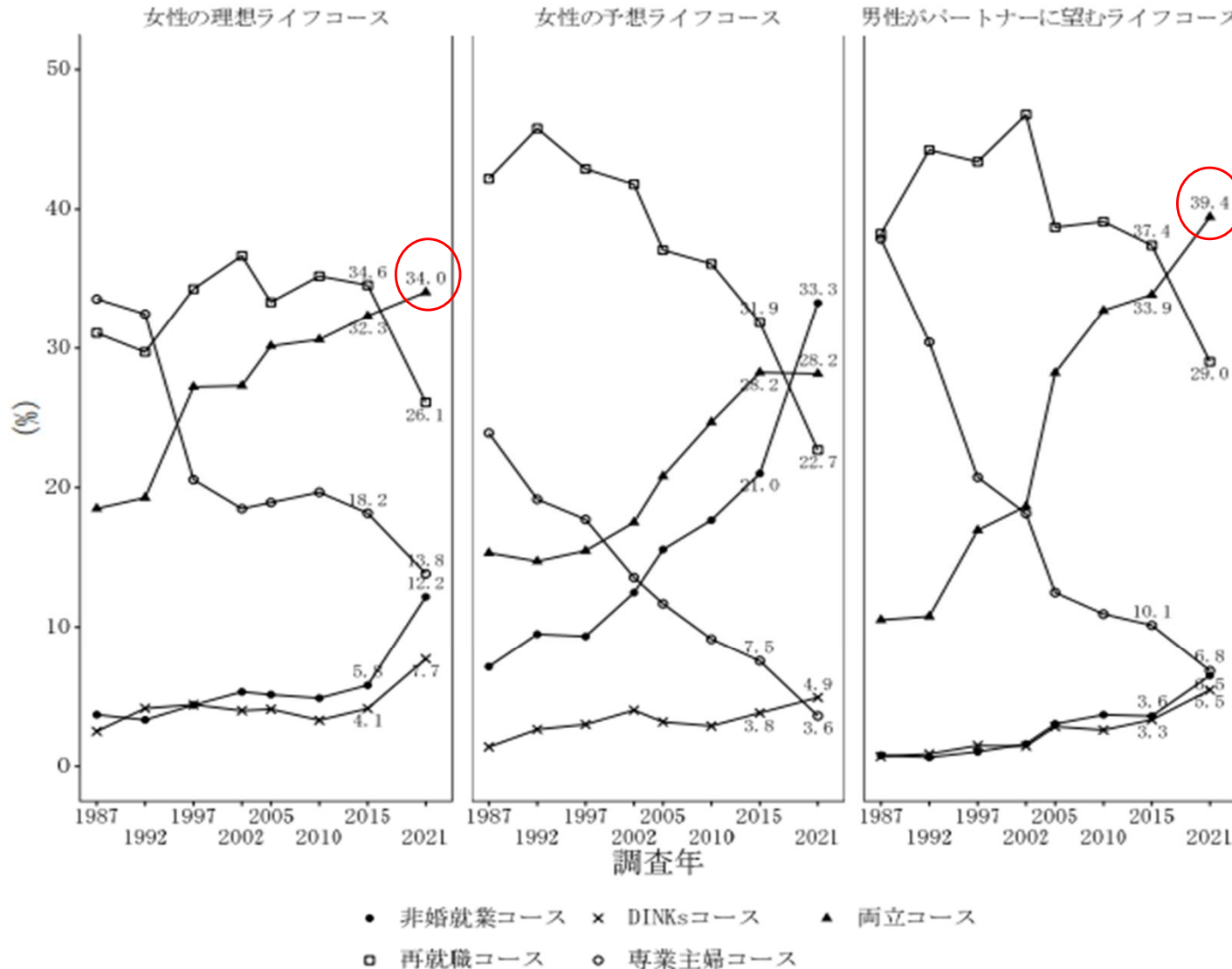
◆ 全世帯の3分の2が「共働き」。



- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

未婚者の理想のライフコース

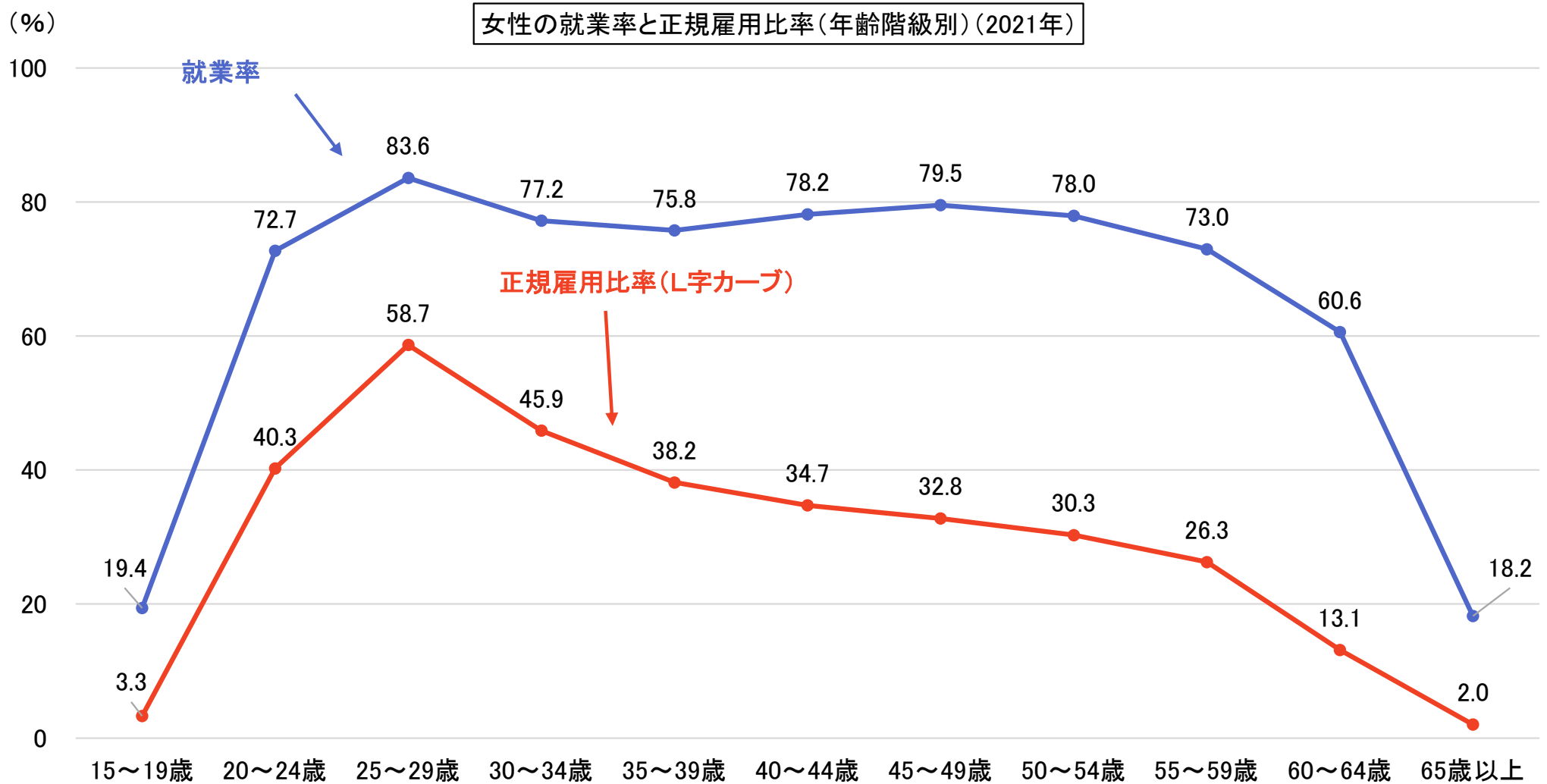
- ◆ 未婚女性が考える「理想ライフコース」は、出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多に。
- ◆ 男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも、「両立コース」が最多に。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)
 ※対象は18~34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（2021年）

◆ 女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の58.7%をピークに低下（L字カーブ）。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。

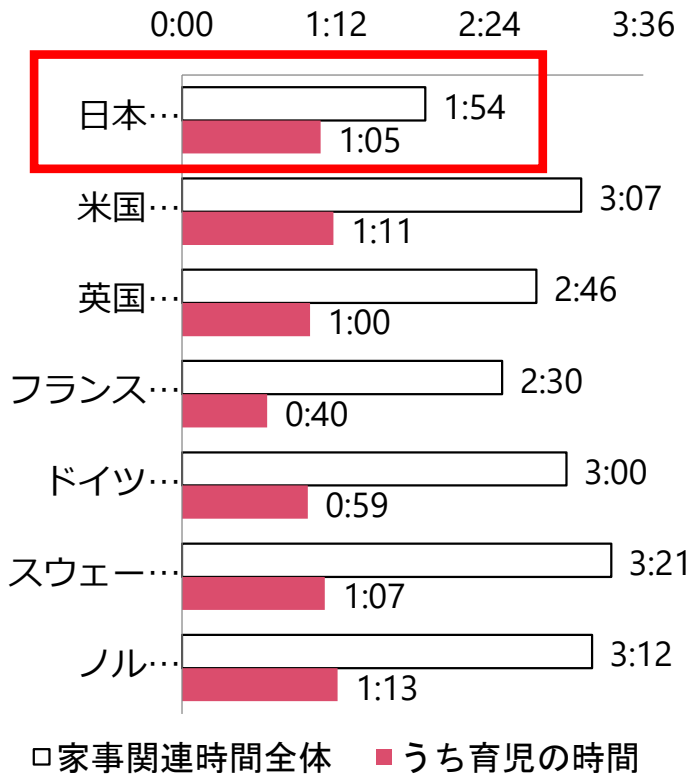
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

男性の家事・育児

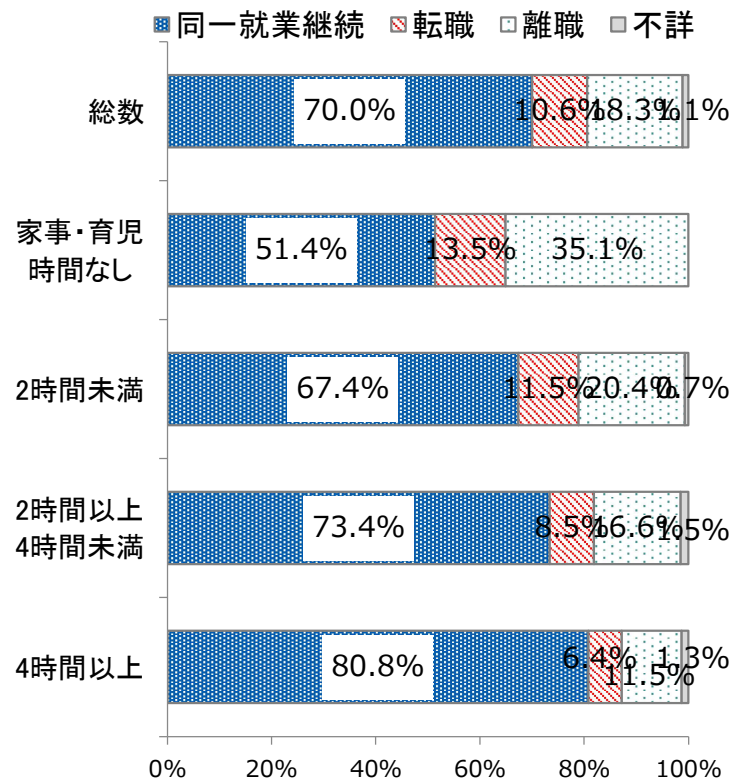
◆ 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また、第2子以降の出生割合も高い傾向。

【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】

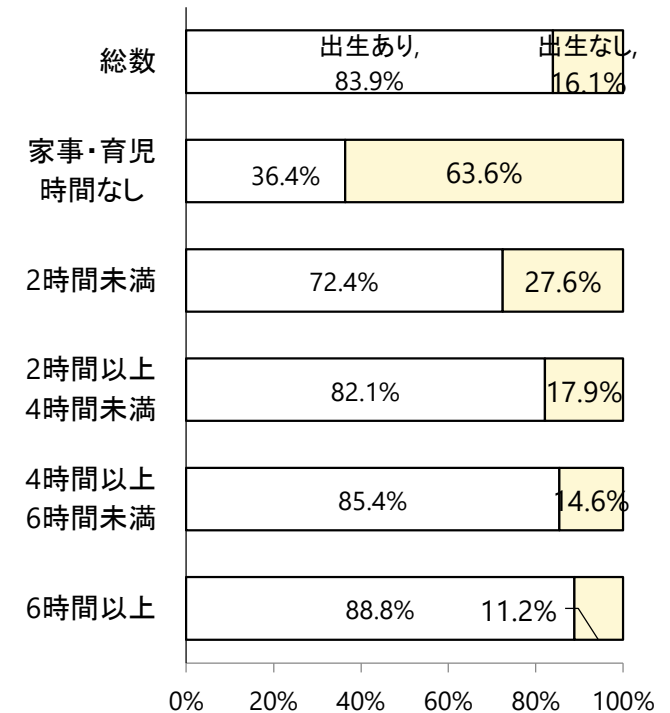
(時間)



【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】



【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月：2021年11月)より作成

注：

- 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
②第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
- 2) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

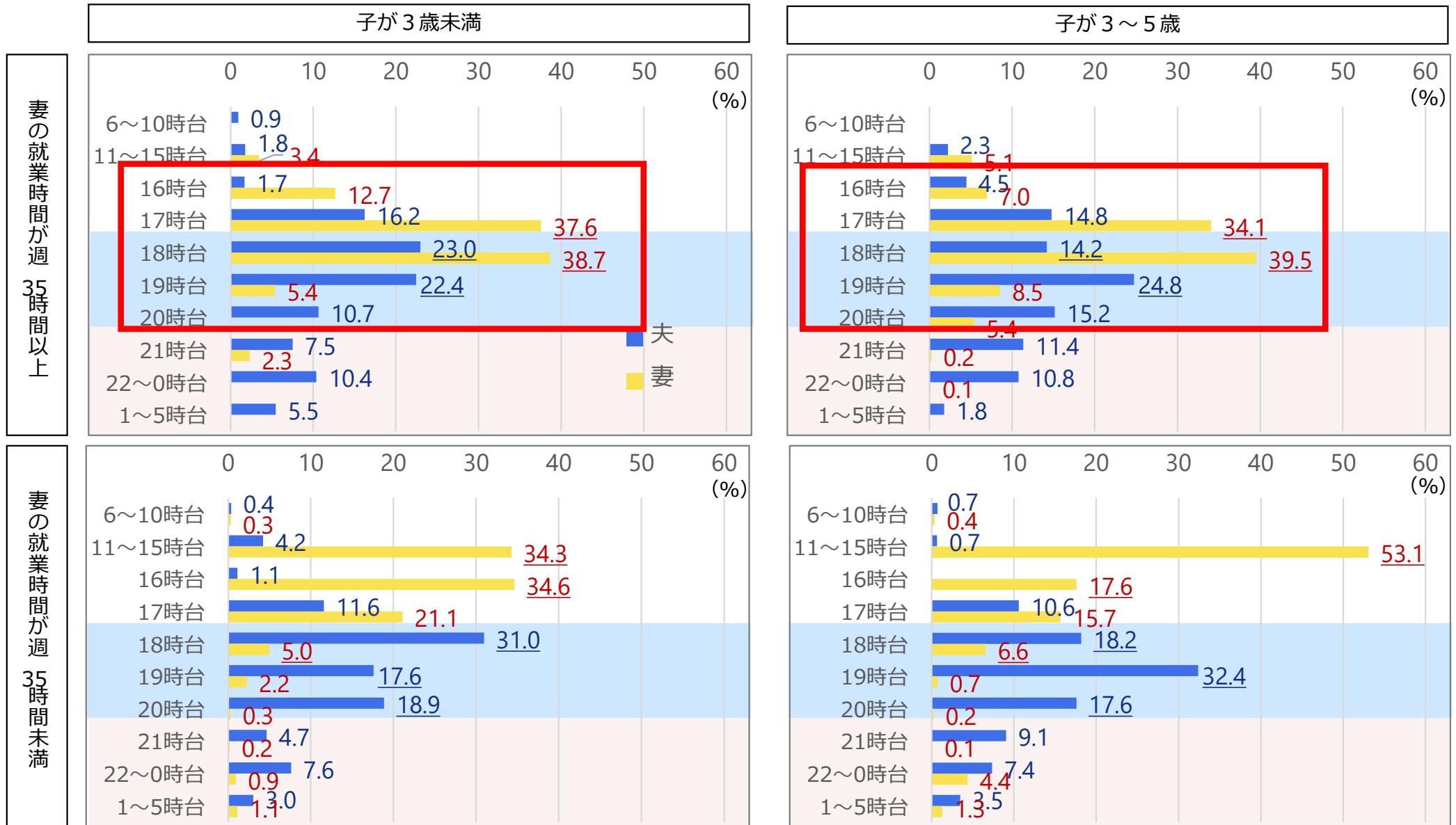
資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月：2021年11月)より作成

注：

- 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
- 2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
- 3) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

共働き夫婦の仕事のある平日の帰宅時間

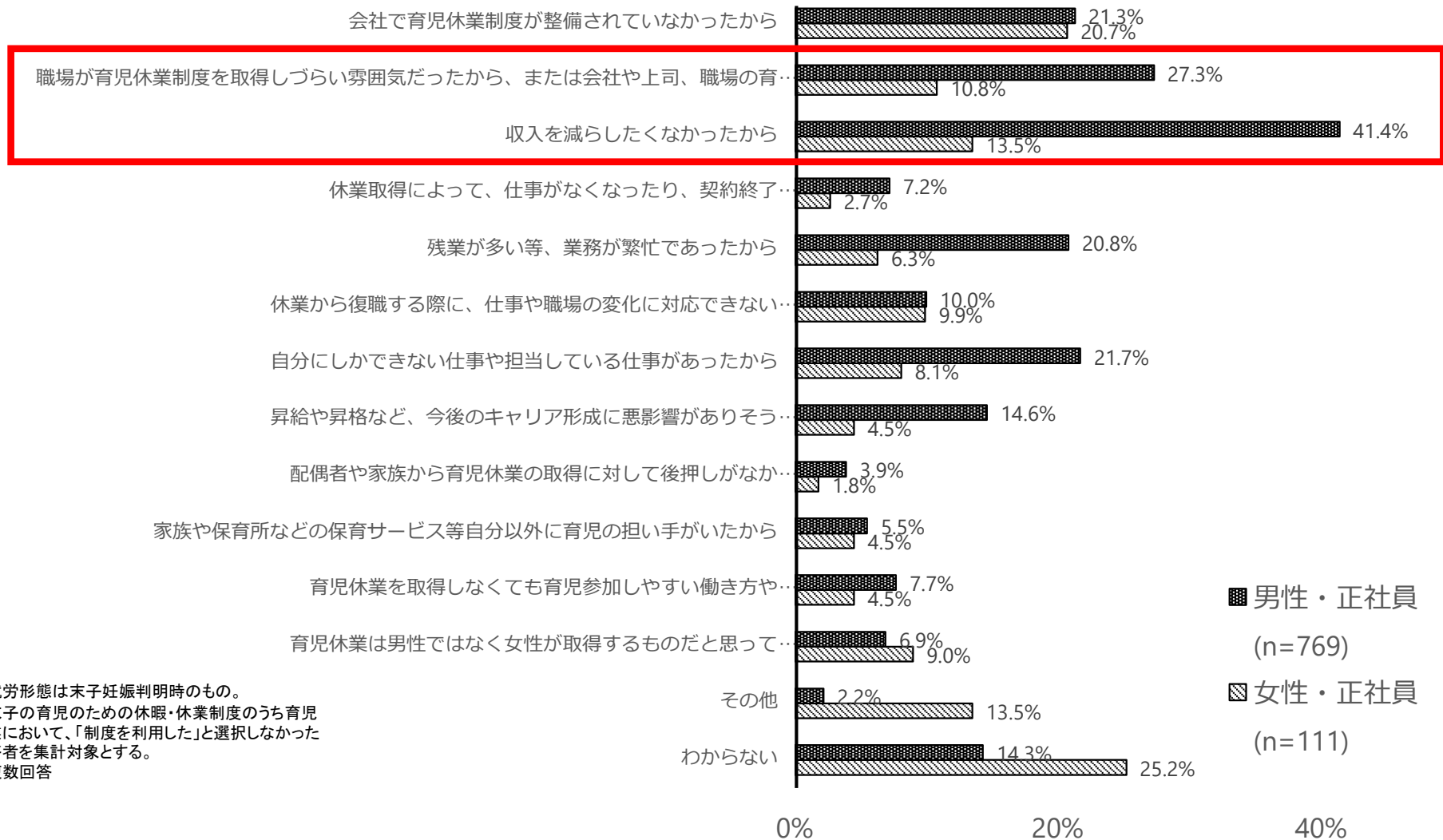
- ◆ 子がいる共働きの夫婦について、仕事のある日（平日）の帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い傾向。
- ◆ 保育所への迎え、夕食、入浴、寝かしつけなどの育児が女性に集中する「ワンオペ」がみとれる。



【出典】総務省「令和3年社会生活基本調査」より作成

育児休業制度を利用しなかった理由

- ◆ 「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」が多い。



※就労形態は末子妊娠判明時のもの。
 ※末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「制度を利用した」と選択しなかった回答者を集計対象とする。
 ※複数回答

理想のこども数を持たない理由(理想・予定子ども数の組み合わせ別)

- ◆ 夫婦の理想のこども数を持たない理由は様々。
- ◆ 第1子を持たない理由は、「ほしいけれどもできない」が最多。
- ◆ 第2子・第3子以上を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多。育児負担や夫の家事・育児協力が得られないことも、第2子以降を持たない障壁。

(複数回答)

理想・予定子ども数の組み合わせ	予定子ども数が理想を下回る夫婦の内訳	理想の子ども数を持たない理由												
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他		
		お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(勤めや家事)の支えから	い高年齢だから生むのは	健康上の理由から	でほしくないけれども	耐肉これ以上、育児の心理的、	協力の家事・育児への	夫が望まないから	成人して夫の定年退職までに	環境でもがのびのび育つ	大切にした夫婦の生活を	
理想1人以上 予定0人	4.7% (39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8	
理想2人以上 予定1人	37.0% (316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5	
理想3人以上 予定2人以上	58.4% (499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6	
総数	100.0% (854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2	

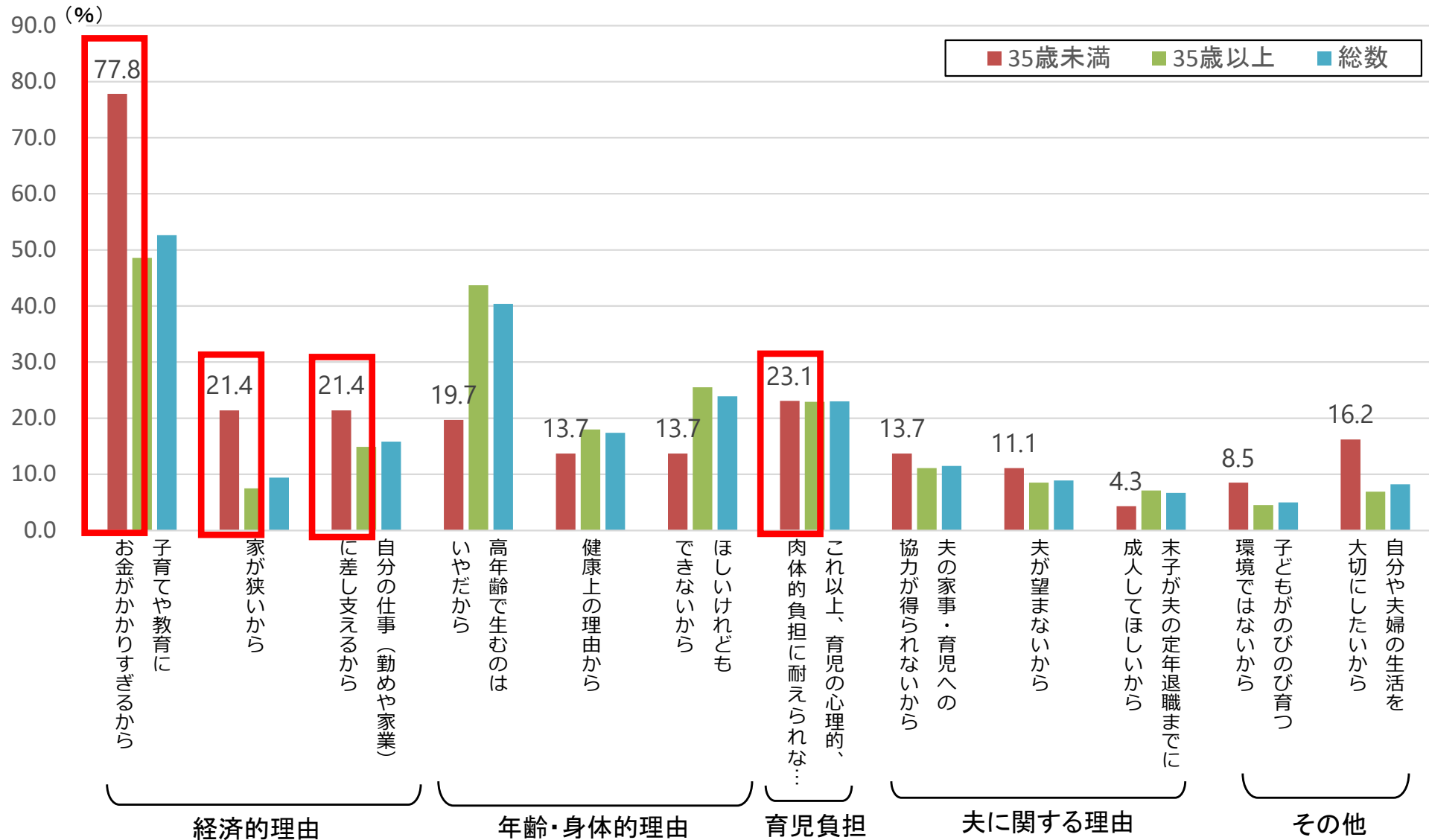
(%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に作成。

※対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

理想のこども数を持たない理由（妻の年齢別）

- ◆ 35歳未満の妻についてみると、8割近くの方が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」。
- ◆ 続いて、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」、「自分の仕事に差し支えるから」、「家が狭いから」が2割以上。

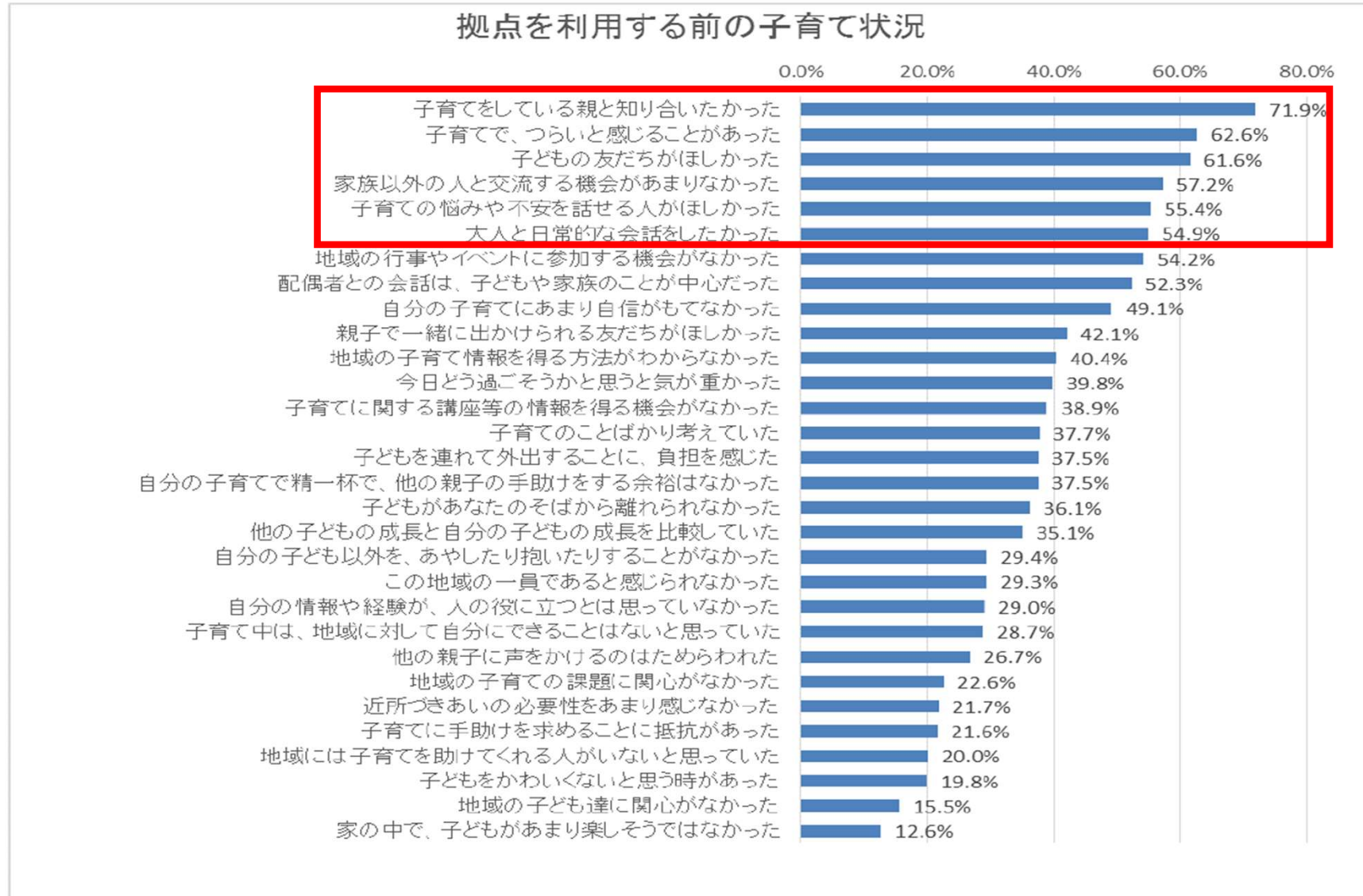


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）を基に作成。

※ 対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

地域子育て支援拠点を利用する前の子育て家庭の状況

- ◆ 「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」など、孤立した育児の実態がみられる。

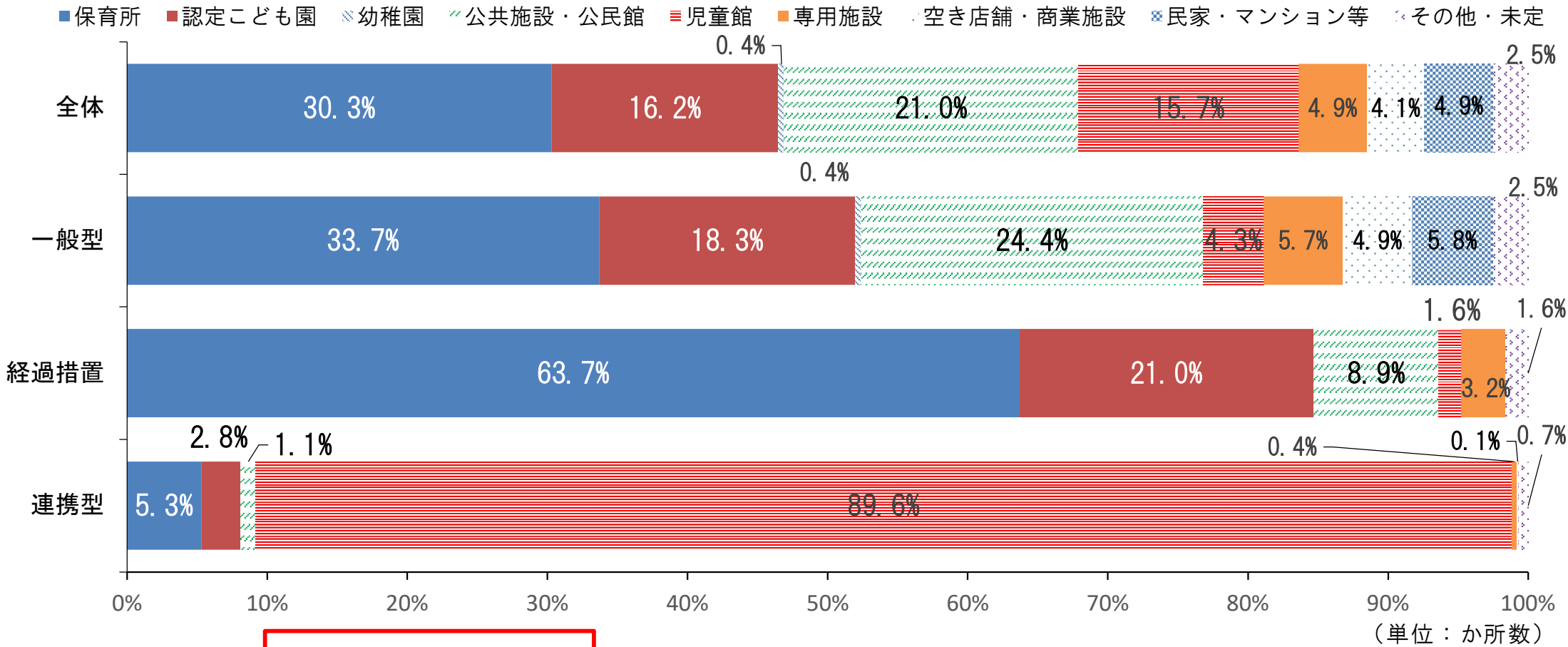


※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

資料：令和4年9月28日全世代型社会保障構築会議資料より。

地域子育て支援拠点事業の実施状況【実施場所別】

○ 実施場所別の状況について、全体では「保育所」が約30%と最も多く、次いで「公共施設・公民館」が約21%、「認定こども園」、「児童館」がそれぞれ約16%となっている。



	保育所	認定こども園	幼稚園	公共施設・公民館	児童館	専用施設	空き店舗・商業施設	民家・マンション等	その他・未定	計
全体	2,309	1,236	27	1,599	1,194	374	315	373	184	7,611
一般型	2,176	1,181	27	1,577	275	366	314	373	175	6,464
経過措置	79	26	0	11	2	4	0	0	2	124
連携型	54	29	0	11	917	4	1	0	7	1,020

※出張ひろばは除く